るよう努めるものとする。

(土地区画整理法の一部改正)

第百 条 土 地 区 画整 理 法 (昭 和二十九年法律第百十九号) の 一 部を次のように改正する。

第七十六条第 項 中 った 1 積」 を 堆 積 に 改 め、 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 下 に \neg 市 \mathcal{O} 区 域 内 に お 1 、 て 個

人施 行者、 組 合若し < は 区 画 整 理 会社 が 施行 し、 又 は 市 が 第三条第四 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 施 行す る土 地 区 画 整

理 事 業にあつては、 当 該市 の長。 以下この条に お į١ . T 「都道府県知事等」という。 を加え、 同条第二

項から第五項までの規 定中 「都道府県知 事 を 「都道府県知事 等 に改める。

第八十七条第一 項中 左 の各号に」を「次に」 に改め、 同項第四号中 「定を」を「定めを」 に改め、

項第五号を削り、 同 条 次第二 項 中 第四号及び第五号」 を 「及び第四 | 号 に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第百二条 道 路 整 備 特 別 措 置 法 (昭 和 三十 年法律第七号) の — 部 を次のように改正する。

第三条第一 項及び 第四条中 「若しくは第二項若しくは」 を 「から第三項まで若しくは」に改める。

第八条第一 項第二十六号中 「又は第三号」 を「から第四号まで」に改める。

同

第十条第一項、 第十二条第一項及び第十四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しく

は」に改める。

第十七条第 項第二十一号中 「又は第三号」を 「から第四号まで」 に改める。

第十八名 条第 項中 「次項及び第 四 項」 を 「以下この条」 に、 国 1土交通· 大臣 \mathcal{O} 許可を受けて」 を 「条例

で定めるところにより」 に改 め、 同 条第二 項 各号列記以 外 0) 部 分を次の ように 改 8 る。

道 路管理者は、 前項の条例を制定したときは、 遅滞なく、 次に掲げる事項を記載 した書類及び 設計図

その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十八条第三項及び第四項を次のように改める。

3 道 路 管 1理者 は、 前 項の 規 定による届 出に係る事 項について変更が あつたときは、 遅滞なく、 変更に係

る事 項 を記 載 L た 書 類 及 び 必要 な書 面 を添えて、 その旨 を国土交通大臣 · に 届 け 出 な け れば ならな

4 玉 土 交通大臣 は、 市町 村 (指· 定市 を除く。)である有 料道 路管理者 (第 項の 規定により 道 路 を 新 設

けたときは、 又は改築して、 当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間 料金を徴収する道路管理者をいう。 以下同じ。) 並 |びに工事方法を当該道路の存する区域を管 から第二項の規定による届出を受

轄する都道府県知事に通知しなければならない。 前項の規定による道路の路線名、 工事の区間又は工事

方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

第十八条第五項及び第六項を削る。

第十. 九 条第 項 中 許 可 (同 条 第 匹 項 \mathcal{O} 許可 を含む。 以下同じ。)を受けて」を 「規定によ ŋ

玉 1土交足 通 大臣 \mathcal{O} 許 可 を受け て を 「条例で定めるところにより」 に改 め、 同 条第二項各号列 記 以 外 \mathcal{O} 部 分

を次のように改める。

有料道 路管理者は、 前項の条例を制定したときは、 遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した書類及び国

土交通省令で定める書面を添えて、 その旨を国土交通大臣に届け 出なければならな

第十九条第三項を次のように改める。

3

道路 管 理 者 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定に よる届 出 正に係 る事 項 E つ 1 て変更が あつたときは、 遅滞なく、 変更に係

る 事 項 を 記 載 L た 書 類及 び 必要 な 書 面 を添えて、 その旨 を国土交通大臣 に属 け出 なけ れば、 ならな

第十九条第四項及び第五項を削る。

第二十条第 項中 「第十八条第一項の許可を受けた」 を削り、 「地方公共団体に対し当該許可」 を 地地

方公共団体に対し第十八条第二項の規定による届出 (同条第三項の規定による届出であつて同条第二項第

第四 項に 第五号又は第六号に掲げる事 お 1 て同じ。 に 改 いめる。 項 の変更に係るものを含む。 次条第四項並びに第二十七条第一項及び

条第

4

辺 項 を次のように 改 いめる。

有料道 路 管 理者 は、 第 + 八 条第一 二項 0 規 定に よる届 出 をした後、 当該 届 出 に 係 る道 路 \mathcal{O} 新 設 又は改築

に関する工 一事を廃っ 止 したときは、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届 け出なけ ればならな

第二十七条第一項中 「この法律」 を「第三条第一項、 第十条第一項若しくは第十二条第一項」 に改め、

「受けた道路」 の 下 に 「又は第十八条第二項 \mathcal{O} 規定による届出に係る道路」を加え、 同 条第 兀 項 中 第十

八条第 項 \mathcal{O} 許 可 を受けた」 を 「第十八 条第二項 (T) 規定に よる届 出 に 係 る同 項第二号の」 に、 当 |該許| 可

を受けた」 を 当 該 届 出 に 係 る に 改 8 る

第二十九条第三項 中 「第 八 条第 項 0) 許 可 を受け た を削 る。

第四十九 条第一項中 「受けて、」を「受けて、 第十八条第一 項 \mathcal{O} 規定により、 に改め、 同条第一 五. 項中

「 と 同 内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可」 を 「及び会社がした同条第 九 項 (T) 規定に

よる届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出」 に改める。

けて」 第五 一十条第一 を 規定に 五. 項中 ょ ŋ 0 許 に改 可又は」 め、 同 条第七 を「又は」に、 項中 又 は 「許可 有 料 道 (同条第四 路 管 理者に 項 対 \mathcal{O} する第十八条第 許 可を含む。 以下同じ。) 項 \mathcal{O} 許 可 若 を受 L

くは 第十 九 条第 項 \mathcal{O} 許 可 と 同 内 容 \mathcal{O} 当 該 地 方道 路 公社 に対す る第十 条第 項 \mathcal{O} 許 可 を と 同 内 容

 \mathcal{O} 当 該 地 方道 路 公社 に 対す る第 + 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 又 は 有 料 道 路管 理 者が した第 +凣 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る

届 出 (同 [条第三 一項の 規定による届出を含む。)に係る同条第二項各号に掲げる事項若 しくは第十 九 条第二

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出 (同 条第三項の規定による届出を含む。) に係る同条第二項各号に掲げ る 事 ず項に係る る

第十条第一 項」 に改 め、 同 項 後段段 中 「又は有料 道路管理者に対する第十八条第 項の許 計 若 しくは第十九

条第一項の許可」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第百三条 都 市 公 園 法 (昭 和 三十 年法 律 第七 十九号) 0) 部を次のように改 正 す Ź。

第三条第一 項中 「技 術的 基 準 の 下 に 「を参酌して条例で定める基準」 を加え、 同 条第二項中 「行う」

を「行うよう努める」に改める。

設 る都 る割合は、 置 第四条第一項中 帯 す る地 公園 に 方 百分の二を参酌 公共 あつては、 団 \bigcup 体 の総計は、」を「以下同じ。 \mathcal{O} 条例 百分の二) して当該都 で定め を超えて」に、 る範 市公園を設置する地 用 **国** 0 設 置 「内でこれをこえる」を の総計の」に、 に係る都 方公共 市 公園にあ 団体の条例 「の百分の二をこえて」を「に対す つては、 で定める割合 「を参酌 政令で定め L て当該 (国 る範 都市 0 設 囲 公 置 遠 に係 内 を

でこれを超える」に改める。

(空港法の一部改正)

第百四条 空港法 (昭和三十 一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

 \Diamond ようとするときは」 第十二条第三 一項を削 を り、 定 同 め 条第二項中 たときは、 「次条」 国 土交通 を 「省令で定めるところにより」に、 「次項及び 次条」 に、 前 項」 を 第一 O) 認 項」に、 可 を受け なけ 一定

れ ば を てに 届 け 出 な け れば」 に、 「変更しようとする」 を 「変更した」に改め、 同 項 を同条第三項とし

一同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前 項 の空港供用規程は、 基本方針に適合するものでなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

4

国土交通大臣は、 前項 の規定による届出がされた空港供用規程 (地方管理空港に係るものを除く。)

が 第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に適合しないと認めるときは、 空港管理者に対し、 これを変更すべきことを命ずること

ができる。

第三十七条第一号を次のように改める。

一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者

第四十三条を第四十四条とし、 第四十条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げる。

条とする。

第三十九条中

「第三十七条」

の下に「又は前条」

を加え、

「同条」

を「各本条」に改め、

同条を第四十

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、 又は 虚偽 の届出をした者は、 五十万円以下の罰金

に処する。

(駐車場法の一部改正)

第百五条 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) の一部を次のように改正する。

第四条第一 項 中 「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、 同条第二項中 「次に掲げ

る事 項 のうち 必要な」 を 「お お む ね次に掲げる」 に改め、 同条第四項中 「公表する」 を 「公表するよう努

める」に改める。

第八条第二項中「国土交通省令」を「条例」に改める。

第十二条中 「地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 項の指定都市、 同

法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例 市にあ つて

は、 それぞれその長。 以下同じ」 を 市 の区域内にあつては、 当該市の長。 以 下 「都道府県知 事 等 とい

う」に改める。

第十三条第 項及び第四項、 第十四条並びに第十八条第一 項 中 「都道府県知事」 を 都道府県知事等」

に改める。

第十九条中 「都道府県知事」を 「都道府県知事等」に、 「基く」を「基づく」に改める。

第二十一条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

地すべり等防 止法 の一部改正)

第百六条 地すべ り等 防 止法 昭昭 和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項を削 り、 同 条第四項中 「公表しなけ ればならない」 を 「公表するよう努めるものとす

る に改 め、 同 項を同 条第三項とする。

第五 一十一条の三第 項 中 「及び第三項」

を削

る。

(下水道法の一 部改正)

第百七条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

第七条中 「構造は、 __ の 下 に 「公衆衛生上重大な危害が 生じ、 又は公共用 水 域の 水質に重大な影響が及

ぶことを防 止 する観 点か 5 を加え、 同 条に次 \mathcal{O} 項を加 える。

2 あ る 前 項に 地 方公共団 規定する くる も 体 \mathcal{O} 条例 \mathcal{O} 0) で ほ 定め か、 Ś 公共下 技術 上 水道 $\overline{\mathcal{O}}$ 基準 \mathcal{O} 構 造 に適合するものでなけ は、 政 令で定め る基準を参酌 ればならな して公共下水道管理者 で

第二十一条第二項中「ところ」の下に 「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第二十八条第二項中「政令」の下に「で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の

条例」を加える。

(住宅地区改良法の一部改正)

第百 八条 住宅 地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号)の一 部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の四」を「第三十六条の三」に改める。

第九 条第 項中 「行ない」 を「行い」に、 「 堆た 積を行 なおう」 を 堆 積を行 におう」 に 改め、 「都道

府

県

知 事」 の下に「(市 が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、 当該市 の長。 以 下 「都道府県 知 事

等」という。)」 を加え、 同条第二項中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事等」に、 「きかなければ」を

「聴 かなければ」 に改め、 同条第三項中 「都道府県知事」 を 「都道府 県知事等」に、 「附する」を に改め、 「付す

同 る · 条第 に改め、 五. 項 中 同 都 · 条 第 道 府 匹 県知 項中 事 都道 を 府県知 「都道 事」 府 県知· を 事 「都道_· · 等 _ に改 府 県 8 知事等」 る。 に、 「附した」を 「付した」

第二十一条第一項中 「行なう」を「行う」に、 「あたり」 を 「当たり」に、 「かき、さく」を 垣、 栅

に、 「行なおう」を 「行おう」に、 「都道府県知事」を 「都道府県知事等」 に改める。

第二十二条第二項中「行なおう」を「行おう」に、 「都道府県知事」 を「都道府県知事等」 に改める。

第三十六条の三を削る。

第三十六条の 四中 地方自治法」 の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、 同条を第三十六

条の三とする。

第三十七条中 「一に」を 「いずれ かに に改め、 同条第三号中 「都道府県 知事」 を 「都道府県知事等」

に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第百九条 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一 号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、 第八

号を削り り、 同条中第七 項を第八項とし、 第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、 第二項の次に 次の

項を加える。

3 前 項各号に掲げるものの ほ か、 道府県計画には、 豪雪 地 帯の振興の基本的方針に関する事 項を定める

よう努めるものとする。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正

第百十条 共同 満の整備等に関する特別措置法 (昭和三十八年法律第八十一号) の一部を次のように改正す

る。

第六条第二 一項中 「次に」 を 「お おむね次に」 に、 「定めなければならない」 を 「定めるものとする」に

改める。

第七 条 第 項 中 一共 同 溝整備計 画に定められるべき」 を 「建設しようとする」に、 「前条第二項各号に

掲 げげ Ś を 「当該共 同 溝整: 備 計 画に定めようとする」に改め、 同条第二項中 「修正して共同 溝 整 備 計 画 を

作成し」 を 「修正して修正後の事項を」に、 「について共同溝整備計画を作成し」を 「を修正 しな 旨を

に改い め、 当 該 共同 『溝整備』 計 画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を」 を削 り、 同 条第三項 中 「共

同 溝 整 備 計 画 の 下 に 「に定めようとする事項」 を加え、 「行なう」を「行う」に改 いめる。

第二十六条第 項中 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 市 を $\overline{\mathcal{O}}$ 市 町 村 \subseteq に改 め、 第十七条第二項」 の 下 に 乊 は 第三 項 を

加え、 「行なう市」を 「行う 市又は 町 村 に、 市」を 市 町 村 に、 「市を除く。 町村」 を 市

町村を除く。)」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第百 十 一 条 近畿圏 の近 |郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和三十九年法律第百

四十五号) の 一 部を次のように改正する。

第三条第一 項 中 作 :成し、 政令で定めるところにより、 国土交通大臣に協 議 Ļ その 同 意 を求め なけ れ

ば はならな い を 作 成することができる」 に改 め、 同 項 後 段 を次 のように改 8 る。

県 事 は、 政

その 同 意を求 \otimes なけ れば ならない。

0)

場

一合に

お

7

て、

関

係

府

知

令

で定めるところにより、

あ

5 か

じめ、

国土交通大臣に協

議

第三条に次 の一項を加える。

4

前 三項 \bigcirc 規定 は、 近郊 整備区 |域建設 計 画 又は 都市 開 発 区 |域建設 計 画 の変更に ついて準 用する。

第四条第 項 中 次 の各号に掲げる事 項に つきその大綱」 を 「次に掲げる施 設の 整備 に関する事 項_ に

改 め、 同 項 各号を次 0 ように 改 \Diamond る。

- 住宅 用 地、 工 場 用 地 等 \mathcal{O} 宅 地
- 道 路 鉄道、 軌 道、 港 湾 . 等 \mathcal{O} 交通 施設
- \equiv 公園、 緑地等 O空地

水道、 工業用水道、 下水道、 汚物処理施設等の供給施設及び処理施設

五 河川、水路及び海岸

兀

六 住宅等の建築物

七 学校等の教育文化施設

八 その他政令で定める主要な施設

第四条中 第二 項を第三項とし、 第 項 \mathcal{O} 次に次の一項を加える。

項を定めるよう努めるものとする。

2

前

項各号に掲げるも

Ō

0)

ほ

か、

近

郊

(整備)

区域建設計

画

又は都市開発区域建設計画には、

人口の規模及び労働力の需給に関する事項

一 産業の業種、規模等に関する事項

三 土地の利用に関する事項

地方住宅供給公社法の一部改正)

第百十二条 地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第百二十四号) の一部を次のように改正する。

次に掲げる事

第四条第三項及び第二十七条第二項を削る。

第四十三条第二項中 「第二十七条第一 項」 を 「第二十七条」 に改め、 第二十七条第二項」 を削 り、

同 _条第三 項中 「第二十七条第一 項」 を 「第二十七条」に、 「きか、 なけ れ ば を 聴 カュ なけ れ ば 12 改 める

(古都 に おける歴 史 的 風土 \mathcal{O} 保存に関 関 す る特別 別 措 置法 .. の — 部改 正

0

第百十三条 古都 に お ける歴史的 風土 $\overline{\mathcal{O}}$ 保存に関する特別措 置 法 (昭 和四十一年法律第一 号) の <u>ー</u>

ように改正する。

第六条第二 一項 中 「これを表示す る標識を設置 しなければ」 を 「お け つる標識 \mathcal{O} 設置そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切 な方法

より、 その 区 域 が 特 別 保存 地 区 で ある旨を明 示 しなけ れ ば に 改 め、 同 項 後段を削 り、 同 条 に 次 \mathcal{O} 項を

加える。

3 特 別 保 存 地 区内 0) 土地 \mathcal{O} 所有者又は占有者は、 正当なる 理 由がない 、限り、 前項 の標 識の設置を拒み、 又

は妨げてはならない。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正

部を次の

第百十四条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭和四十一年法律第四十五号) の 一 部を次のよ

うに改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(特定交通安全施設等整備事業の実施

第四 条 都 道 府 県公安委員会及び 道 路 管 理 者 は、 前 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により指定された道 路に つ ζ`\ て、 社会

資 本整: 備 軍点計 画法 平 成 十五年法律第二十号) 第二条第一 項に規定する社会資本整備 重点 計 画 (以下

重点計 画」という。 に 即 して、 特定交通安全施設等整備事業を実施 しなければならな

特定交通安全施設等整備事業の実施計画)

第五 条 前 条 \mathcal{O} 場 合 に お 7) て、 都 道 府県 公安委員会及び道 路管理者 は、 内 閣 府 令 玉 土交通省 令で定める

ところに ょ り、 協 議 によ り 重 点 計 画 \mathcal{O} 計 画 期 間 に お け る 特定交通 安全施 設等整 備 事 業 \mathcal{O} 実 施 計 画 (以下

実 施計 画 という。 を作成し、 それぞれ 国家公安委員会又は国土交通大臣に提 出することができる

0

2 実施計 画は、 交通事故の態様、 交通及び道路の状況等を考慮して、 効果的に交通事故を防止すること

ができるように定めるものとする。

3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第六条第二 項 及び 第三項中 定 \emptyset るも \bigcirc の 下 に (前 条第 項の 規定により提出された実施 計画に係

るものに限る。)」を加える。

第八条中「第四条第一項」を「第五条第一

項」

に

改める。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第百十五条 首都圏 近 郊緑地 保 全法 (昭 和 四十一年法律第百一号) の — 部を次のように改正する。

第八条第四 項中 「又は第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 緑 地管 理 機 構 を削 り、 同 項 第三号」を 「第一項第三号」に、 事 項

に . つ ζ, て _ を 事 項を」に、 と協 議 しなけ れ ば を 次項に は 1 て準用、 でする前に 条第二項及び 第六項

に お 1 て同 Ü に届け け出なけ ĥ ば に 改 め、 同 条第 五. 一項を同り 条第七 項とし、 同 条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次 の二項

を加える。

5 前 条第二 項の規定は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 届出が あつた場合につい て準用する。

6 第 項 の緑地管理機構 は、 管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合にお いては、 当

該 事 項に **つ** V て、 あ らかじ め、 都県知 事と協 議 しなけ ればならない。

第九条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十条中「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

第十二条 中 か 5 第 五. 項 ま で を っか 5 第 七 項 ま で に 改 8 る。

第十五条第二項を次のように改める。

2

前 項 に 定める t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 保全 区 域 内 0 緑 地 保全地 域 並 び に当該 地 域 內 12 お け る都市緑 地 法第二十 兀

条第 法第六条第 項 0 管 項 中 理 協 定及び 市 *(*) 同法第 とあ る 五 十五 のは 条第 地地 方自 項 治法 \mathcal{O} 市 民 昭昭 緑 地 和二十二年 に 0 1 7 -法律 0 同 法 第六十七号) \mathcal{O} 規 定 0 適 第二百 用に 0 五. 1 十二 て は、 条 同 \mathcal{O}

+ 九 第 項 \mathcal{O} 指 定 都 市 (以 下 「指· 定 都 市 とい う。 \bigcirc と、 市。 とあ る 0 は 指定 都 市

同 条 第 五. 項 及 び 第 六 項 中 関 係 町 村 とあ る \mathcal{O} は 関 係 市 町 村 と 同 条 第 五. 項 中 市 に あ **つ** 7 は 市 町

村 都 市 計 画 審 議 会 **当** 該 市 に 市 町 村 都 市 計 画 審 議 会 が 置 か れ て 1 な 1 とき は 当 該 市 \mathcal{O} 存 す る 都 渞 府 県

 \mathcal{O} 都 道 府 県 都 市 計 画 審 議 会 とあ る \mathcal{O} は 「指 定 都 市 に あ 0 7 は 市 町 村 都 市 計 画 審 議 会 と 同 法 第 七

条第五項及び第二十四条第四項ただし書中 市 とあるの は 「指定都市」 と 同法第五十五条第八項第

二号中 「市の」とあるのは 「指定都市の」と、 「市が」 とあるのは 「指定都市が」とする。

第十五条第三項を削る。

第十七条第二 一項中 「都県」 の 下 に 「又は市」を加え、 市 町 村 を 「都県 、又は町 村 に改める。

第十九条中 「及び 第 五項並 び に を っか ら第七項まで及び」 に改 Ø る。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第百十六条 流 通業務市街地 の整備 に関する法律 (昭和四十一年法律第百十号) の一部を次のように改正す

る。

第三条の二第一項中 「ものとする」を「ことができる」に改め、 同条第二項及び第三項中 「次に」 を「

お おむ ね次に」 に改め、 同条第六項から第八項までを削 り、 同 · 条第· 九 項中 「公表 しなけ れば ならない」を

公表するよう努め るものとする」 に改 め、 同]項を同 条第六項とし、 同条第十項中 「第四 項 から前項ま で

を「前三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四条第三項中 「(次条第一項にお いて「指定都市」という。)」 を削る。

第五条第一項ただし書中 「指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては

それぞれその長。 次条において同じ」を「市の区域内にあつては、 当該市の長。 次条第一項及び第二項

に お て 都 前道府県. 知 事等」 という」に 改 らめる。

第六条第一 項及び 第二項中 都 道 府 県 知 事」 を 「都道· 府 県知事物 · 等 _ に改める。

中

部

巻

 \mathcal{O}

都

市

整

区

市

開

発

区

域

全

区

 \mathcal{O} 整

に

. 関す

る法

律

 \mathcal{O}

部

改

Ē

第百十七 条 中 部 巻 0 備 都 域、 市 整 都 備 区 域、 都市 及び保 開 発 区 域 及び保全区 域 備等 域 0 整備等に関する法 律 (昭 和 几 十二年法律

第百二号)の一 部を次のように改正する。

第三条第一項中 「作成しなければならない」を 「作成することができる」に改め、 「おいて」の下に「

関係県知 事 は を加え、 あらかじめ」 を あらかじめ、」に、 「 得、 保全区域 整 備計 画 に . あ つては

玉 土交通 大臣 に協 議 L なけ れ ば を 「 得 なけ ħ ば に改 め、 同条第三 |項中 「公表する」 を 公公 表するよう

努め Ś に改 8 る。

第四条中 $\overline{\mathcal{O}}$ 各号」 及 び 「につきその 大綱」 を削り り、 第一号から第四号までを削り、 第五号を第一

し、 第六号を第二号とし、 同 条に 次の一 項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほ か、 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、 次に掲げる事

項を定めるよう努めるものとする。

- 一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想
- 二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- 三 産業の業種、規模等に関する事項

四 土地の利用に関する事項

第五条中 「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を 「観光資源の保全若しくは開 発、 緑 地 \mathcal{O} 保全又は

文化財(の保存に関連 して必要とされる道路、 公園その他の政令で定める施設 の整備に関する事項」 に改め

同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前 項に 規定するも <u>0</u> 0 ほ か、 保全区 [域整備] 計 画には、 次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする

一 保全区域の整備の基本構想

0

二 土地の利用に関する事項

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第百十八条 近畿圏 の保全区域の整備に関する法律 (昭和四十二年法律第百三号) の一部を次のように改正

する。

第三条第一 項 中 「作成しなければならない」 を 「作成することができる」 に改め、 同 項後段及び 同 条第

二項を削 り、 同 条第三 項 中 公表する」 を 「公表するよう努める」 に改め、 特定保 全区 域 に係 る 保 全

区 . 域 整 備 計 画 以 外 \mathcal{O} 保全区 域 整 備 計 画 に あ つて は を削 り、 同 項 を同 条第二項とし、 同 条第 几 項 中 第

項 \hat{O} 同 意をし、 又は」 を削 り、 同項を同条第三項とし、 同 条第五百 項中 「前各項」 を 「前三項」 に 改 め、 同

項を同条第四項とする。

第四 条中 「次の各号に掲げる事 項につきその大綱」 を 「文化財 この保存、 緑地 の保全又は観光資源 の保全

若 しく は 開 発に 関連 Ū て必要とされる道 路、 公園 その 他 の 政 令で定め る施 設 の整備 に関 はする事 項」 に改め

. 同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前 項 に 規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 保全区 域 整備 計 画 には、 次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする

0

一保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

第 九 条第 匝 項 中 又 は第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 緑 地管理機構」 を削 り、 同 項第三号」 を 「第一項第三号」 に、 事 項

に 0 1 て を 事 ,項を」 に、 \bigcup と協 議 な け れ ば を \neg 次項 に お 1 て 準 用 でする前に 条第二 項 及び 第六項

に お 1 7 同 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$ に 届 け出 な け れ ば に 改 め、 同 . 条 第 五. 項 を 同 条第七 項とし、 同 条第 辺 項 \mathcal{O} 次 に 次 の <u>-</u> 項

を加える。

5 前 条第二 項の規定は、 前 項 \mathcal{O} 届 出が あつた場合につい て準 甪 する。

6 第 項 0 緑 地管 理 機構 は 管理協定に同項第三号に掲 げる事 項を定めようとする場合においては、

該 事 項 に つ ۲, て、 あ 5 か ľ め、 府県知 事 よと協 議 し なけ れ ば なら な

第十 条第 項 中 前 条第 五. 項」 を 「前 条第. 七 項 に 改 8

第 + 条 中 第 九 条 第 五. 項」 を 第 九 条第 七 項 に 改 8 る。

第十三 条中 か 5 第 五 項 ま で を っか 5 第 七 項 ま で に 改 δ る。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前 項に定めるも $\overline{\mathcal{O}}$ 0 ほ か、 近郊緑地 保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内に おける都市緑地法

当

都道 十二条 第二十四 て 7 は、 は ٢, 府 市 県 \mathcal{O} 同 町 [条第一 + 法 \mathcal{O} 村 同 1第六条 都 条 都 九 道 第 第 市 府 項の管理協 計 五. 県 項 第 項 画 都 審 及 \mathcal{O} 項 び 指 市 議 計 第 中 会 定 六項 都 定及び同法第五 画 市 当 市 審 議 該 中 \bigcirc (以下 会 市 関 とあ に 市 係 「 指 とあ る 町 町 村 村 定 \mathcal{O} 十五条第一 る 都 は 都 とあ 市 \mathcal{O} 市 は 地 計 とい る 方 画 項 指 自 審 \mathcal{O} う。 の市口 定都 は 治法 議 会 関 民緑 市 が (昭 *(*) に 置 係 燃地に あ 市 か 和二十二年 と 0 れ 町 7 つい 村 7 は 1 市 ٢ ての 市 な 法 町 1 同 律 村 とき 同 都 とあ 第六十七 法 条 は 第 \mathcal{O} 市 規定 る 計 五. 当 項 画 \mathcal{O} 号) の適 審 該 中 は 議 市 市 指 用 会 第二百 \mathcal{O} 存 12 に 定 と つい 都 す あ Ź 市 五. 0

第 同 法 八 第七 項 第二号中 条第五項及び第二十四 市 \bigcirc とあ る [条第四 \mathcal{O} は 「 指 項ただし書中 定都· 市 . の _ と 市 市 とあ が る とあ Ō は る 「指 0 定都 は 「 指· 市 定都市 と が 同 法 第 五. 十五

第十六条第三 項 を 削 る。

第十二 八 条 第 項 中 府 県 \mathcal{O} 下 12 又 は 市 を加 え、 市 町 村 を 府 県 又 は 町 村 に改 め

第二十 · 条 中 及 び 第 五. 項 並 び に を \neg か 5 第 七 項 ま で 及 び L に 改 8 る。

十九 公共 用 飛 公共 行 場 周 辺 に お け る 航 空機 おける航空機騒音による障害の 騒音 12 よる障 害 \mathcal{O} 防 止 等に 関 する法 律 \mathcal{O} る法 部 律 改 正 (昭 和四十二年法律

防

止

等に関す

第

第百

条

用

飛

行場周辺に

百十号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中 次 \mathcal{O} を 「おおむね次に掲げる」 に改め、 同項第一号中「行なう」を「行う」に

改める。

第二十二条第四項を削る。

第四十条第二項中「きくとともに、 関係行政機関の長に協議しなければ」を「聴かなければ」 に改める

(都市計画法の一部改正)

0

第百二十条 都市計 画法 昭 和四十三年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中 「次に」を 「第一号に」に改め、 「事項を定める」の下に 「ものとするとともに、

第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」を加え、 第一号を削り、 第二号を第一号とし、 同号

の次に次の一号を加える。

二 都市計画の目標

第六条の二第二項第三号中「前号」を「第一号」に改める。

第七条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八条第一 項及び第二項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、

定 め るものとするとともに、 第三号に掲 げる事項を定めるよう努める」 に改め、 同項第三号中 「その 他

を「面積その他の」に改める。

同

条第三項中

「次に

撂

だげる事

ず項を都立

市

計

画に定める」を

「都市

計画に、

第一号及び第二号に掲げ

る事項を

第十条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、 同条第

二項中 「ついては」の下に 都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、 都市 計 画 に

定める」 を 「定めるものとするとともに、 区域の 面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」 に

改める。

第十条 の三 第一 項中 「必要が あるとき」 を削 り、 t のとする」を「ことができる」に改め、 同 条第二

項中 「ついては」の下に 都市 計 画に を加え、 「その 他政令で定め る事 項 で都市で 計 画に定める」を

を定めるものとするとともに、 区域 の面積その他 の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の四第一項中「必要があるとき」を削 り、 「ものとする」を「ことができる」に改め、 同条第二

める」 項中「ついては」の下に「、 を 「定めるものとするとともに、 都市計画に」を加え、 区域の一 面積その他 「その他政令で定める事項」を削り、 の政令で定める事項を定めるよう努める」 「都市計画に定 に改

める。

項 中 項 中 を定めるものとするとともに、 を定めるものとするとともに、 第十二条第 第十 「ついては」の下に 「ついては」の下に 条 第 7一項中 項 中 「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、 「で必要なものを定めるものとする」 都市 都市 面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。 施行区域 計 計 画に 画 /こ \hat{O} を加え、 を加え、 面積その 他の政令で定める事項を定めるよう努める」 「その 「その他政令で定める事項を都市計 を「を定めることができる」に改め、 他政令で定め る事 項 を都市 計 画に定める」 画に定め Ś に改める 同条第二 同 条第二 を を

を 第二項中「ついては」 第十二条の二第一 「を定めるものとするとともに、 項 中 の下に「、 「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、 都市計画に」を加え、 区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」 「その他政令で定める事項を都市計 画に定め に改める Š 同条

0

0

0

を 第二項中 第十二条の四第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、 を定めるものとするとともに、 「ついては」 の 下 に 都市 区域 計 \mathcal{O} 画に」を加え、 面 豆積その: 他 0 政 「その 令で定め 他政令で定める事項を都市計 る事項を定めるよう努める」 画 に定め に改り Ś 同条 分 る

定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」 二号を削り、 第十二条の五第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、 第三号を第一号とし、 同項に次の二号を加える。 に改め、 第一号に掲げる事項を 第一号及び第

一 当該地区計画の目標

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

定めるよう努める」に改め、 画に定める」を 第十二条の 五. 第 都 五. 項中 市計画に、 当 第一号を削り、 該 第一 再 開 号に掲げる事項を定めるものとするとともに、 発等 促進 第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。 区 又は 開 発整備促進区に関し必要な次に掲げる事 第二号に掲げる事項を 項を都力 市 計

二 土地利用に関する基本方針

第十二条 \mathcal{O} 五 第六項中 「前 項第二号」 を 「前項第一号」 に改め、 同条第七項中 「のうち、 地区計画 の 目

的を達成するため必 要な事 項を定めるものとする」 を 「を定めることができる」 に改 いめる。

第十二条 \bigcirc +中 「第 十二条 O五. 第五項第二号」を 「第十二条の五 第五 一項第 号 に 改 8

第十 兀 [条第] 二項第十一号中 「第三十二条第二項第二号」 を 「第三十二条第二 項第一 号」に、

同項第十二号中

「同条第二項第四号」を

同

条

条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、

第二項第一号」に改め、 同項第十三号中 「第九条第二項第二号」を 「第九条第二項第一号」 に改める。

第十五名 条第 項第四号中 「緑地 保全地 域 の 下 に 「 (二以上の市 町 村 の区域にわ たるものに 限る。)」

を加え、 同 項第六号中 「政令で定める小 規模な」 を削 り、 「を除く」 を っに あって は 政 令 で 定め る大規

市 模 次なも 街 地 開 \mathcal{O} で 発 あ 事 業等予 つて、 定 玉 区域」 \mathcal{O} 機 関 の 下 に 又 は 都 道 \neg 府 (第十二条の二第一 県が 施 行す ると見込ま 項第四1 れ 一号から るもの に 第六号までに . 限 る に 改 掲げる予 め、 同 項 第七 定区 号 中 域 に あ

つては、 <u>ー</u>の 市 町 村 \mathcal{O} 区域を超える広域 の見地 から決定すべき都市施設又は根幹的 都 市施設 の予定区域と

して政令で定めるものに限る。)」を加える。

第二十条第二項中「おいて」を「備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により」に改

める。

第二十三条第一 項 中 「第六条の二第二項第二号」を 「第六条の二第二項第一 号」に改める。

「管轄する都道府県知事」

の 下 に

市

の区

山域内に

あつて

は

当該市の長。 以 下 「都道府県知事等」という。)」を加え、 「都道府県知事が」 を 「都道府県 知 事 等が」

に改める。

に、

「行なおう」

を

「 行

おう」

に改め、

第二十六条第一項中

「行なう」

を「行う」に、

「あたり」を

「当たり」に、

「かき、さく」

を

垣、

柵

第二十七条第二項中 「行なおう」を「行おう」に、 「都道府県知事」 を「都道府県知事等」 に改める。

第三十三条第一項第五号イ中 「第十二条の五第五項第二号」を 「第十二条の 五第五項第一 号 に改め、

同 号二中 「第九 条第四 項第二号」を 「第九条第四 項第一号」に改め、 同項第七号、 第十二号及び第十三号

中「崖崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第五十二条の二第一項中 「行ない」を「行い」に、 「行なおう」を「行おう」に、 「都道府県知事」を

都道府県知事等」に改め、 同項第二号及び第三号中 「行なう」を「行う」に改め、 同条第二項を次のよ

うに改める。

2 玉 が 行う行為については、 当該国 の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、 前項の

規定による許可があつたものとみなす。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改

名 を 80 る。

」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第五十三条第

項中

都

道

府県

知

事

を

都

道

府

県

知事

· 等 _

に

改め、

同条第二項中

「第四十二条第二項

第五十四条中 「都道 府県知 事 を 「都道府県知事等」 に改める。

れ 、る を 「 行 わ れ . る に改め、 同 条第二 項から第四 | 項 ま で 0 規定中 都道 府県知 事 を 都 道 府 県 知 事 等

に改める。

第五十五

条第

項中

都

道

府県知

事

を

都

道

府

県

知

事

· 等 _

に、

「以下次条」

を「次条」に、

「行なわ

第五十六条第 項 中 都 道 府県知 事 を 都 道 府県知事 等」 に、 「前条第一 項本文」 を 同 条第 項本

文に、 「きたす」を 「来す」 に改め、 同条第三項中「ただちに」を「直ちに」に、 「都道府県知事」 を

「都道府県知事等」に改める。

第五十七条第一項から第四項までの規定中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事等」 に改める。

第五 十八 条の二第 項 中 第十二条の 五第五項第二号」 を 「第_· 十二条 \mathcal{O} 五. 第 五項第 号」 に 改 いめる。

第六十五 条第 項 中 行行 な を 行行 い」に、 「堆積を行なおう」 を 堆 積を行 おう」に、 都 道 府 県

け 知 事 ħ ば を を 都 道 聴 か 府 な 県 け 知 れ 事 · 等 _ ば に に改 改 め、 め 同 同 条第三項 条第二項 中 中 「第四 都 道 十二条第二 府県 知 事 項」 を 都 を 道 「第五十二条の二第二 府 県 知 事 等 に、 項」 き カコ に な

改める。

第八十条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十一条第 項 中 指 定 和市等 0 長」 を 市 長」 に改 め、 (都市計 画 の決定又は変更に係るも 0 を

除く。 以 下この条に お 1 て 同 ľ を削 り、 同 条第二項及び第三項中 「指定都市 等 \mathcal{O} 長 を 市 長」 に

改める。

第八十二条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十四条中「指定都市等」を「市」に改める。

第八十七条の二第 項中 同 項第四号」 を 「同項第二号」に改め、 同条第八項を同条第九項とし、 同 条

第七 項を同条第八項とし、 同条第六項中 「第四項」 を 「第五項」に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第

五. 項 を 同 条第六項とし、 同条第四 項 中 「第二項」 を 「第三項」に 改め、 同 頂を同り 条第 五 項とし、 同 第三

項を 同 条第 匹 項とし、 同 条第二項 中 「前 項 を 「 第 項」 に改 め、 同 項を同 条第三項とし、 同 条第 項 \mathcal{O}

次に次の一項を加える。

2 指 定 都 市 \mathcal{O} 区 域 に おけ る第七条の二 一第二項 の規定の適用に つい ては、 同 項中 「定められる」 とあるの

は、「指定都市が定める」とする。

第八十七条の三を削り、 第八十七条の四を第八十七条の三とする。

第八十七条の五第 項 第 号 中 「次号」を「第三号」に 改め、 「限る」 の 下 に __ 次号において同じ」

を加え、 同 項第二号を同項第三号とし、 同 項第一 号 0 次に 次の 号を加える。

第六十 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定により市 が 処理することとされてい る事務

第八十七条の五を第八十七条の四とする。

第九十一条中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第九十二条第二号中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事等」 に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第 百二十一条 都 市 再 開 発法 (昭 和 四十四年法律第三十八号) の一部を次のように改正する。

第二条の二第一 項第三号中 「すべて」 を 「全て」 に改 め、 同 号イ中 「第十二条 \mathcal{O} 五. 一第二 項 第三号」 を

第十二条の 五. 立第 二 項第一号」に、 「第三十二条第二項第二号」 を 「第三十二条第二 項 第 号 に、 同 項

第三号」 を 同 項 第二号」に、 「第九条第二項第二号」 を 「第九条第二項第 一号」 に 改 8 る。

第二条の三第一項中 「定めなければならない」を 「定めるよう努めるものとする」 に改め、 同条第二 項

中 「定めなければならない」を 「定めることができる」 に改り いめる。

第 五. 条 \mathcal{O} 見 出 し中 設 定義務」 を 「設定」 に改い め、 同 条中 「定めなければならない」 を 「定めることが

できる」に改める。

第七 条 \dot{O} 兀 第 項 中 都道· 府 课知· 事 \mathcal{O} 下に \neg 市 \mathcal{O} 区域 內 にあ つては、 当該 市 \mathcal{O} 長。 以下この 条 カン 5

第七 条 の 六 ま で及 Ţ 第 百 匹 十 条 の <u>ニ</u> 第 号に お 1 て 建 築許可権者」という。)」 を加 え、 同 条第 項

中 都 道 府 県 知 事 を 「 建 築許 可 権 者」 に 改 8 á.

第七条の 五第一項及び第二項並びに第七条の六第一 項から第三項まで及び第五項中 「都道府県知事」 を

建 築許可 権者」 に改める。

第七 条の七中 都 道 府 県知! 事 等 」 を 「土地買取者」 に改める。

第六十条第 一項ただし 書中 都道 府 県知 事 \mathcal{O} 下 に _ 市 \mathcal{O} 区域内 にあ つては、 当該· 市 の長。 第六十二

条第 項 及び 第百四 一 十 二 一条第 号に お 7 て 立 入 許 可 権 者」 という。 を 加 え る。

第六十一

条第一

項 中

「行なう」を「行う」に、

「あ

たり」

を

「当たり」

に、

カ

き、

さく」

を

垣、

柵

に、 「行なおう」を「行おう」に、 「都道 府県知事 の」を 「都道· 府 県知事 市 の 区 区域内に お 1 て施 行 者

(第二条の二第四 項の規定により第一 種 市街 地 再開発事 業を施行する地方公共団体 を除く。 以下この項に

おい て同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施 行 者が 試 掘等を行おうと

又は 第二条の二第四 項 0 規定に より 第 種 市 街 地 再 開発事業を施 行し、 若しく 、は施 行 しようとする市

が 試 掘 等 を 行 おうとする場合に あ つて は 当 該 市 \mathcal{O} 長。 以 下 0 項、 次条第 二項 及 び 第 百 兀

に お 1 7 試 掘等 許 可 権者」 とい う。) \bigcirc に、 都 道 府 県 知 事 が を 試試 掘等 許 可 権 者 が に 改 8

第六十二条第一 項中 都道· 府 県知事」 を 立 入許 可 権 者」 に改め、 同 条第二項中 「行なおう」を 「行お

う に、 「都道府県知 事 を「試掘等許可権者」 に改める。

施行 第六十六条第一 者、 組 合、 再 項 中 開 発会社若し 「堆た 積」 < を は 堆 機 構 積 等 が に 施 改 行 め、 Ļ 都 又 道 は 市 府県知事」 が 第二 条 *の* \mathcal{O} 下に 第 兀 項 市 \mathcal{O} 規 0 区域: 定 に 角 ょ ŋ に 施 お 行す いく て 個 うる第 人

種 市 街 地 再 開 発 事 業に あ つて は、 当 該 市 \mathcal{O} 長。 以 下 : の 条、 第九 + 八条及 び 第 百 匹 + 条の二 第二号に

お 1 て 都 道 府 県 知 事 等 とい う。 を 加 え、 同 条 第 項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 渞 府 県 知 事 等 に

き カ な け れ ば を 聴 か な け れ ば 12 改 め 同 条第一 項 か 5 第 五. 項 ま で \mathcal{O} 規 定 中 都 道 府 県 知 事 を

都道 府 県 知 事 · 等 _ に 改 \otimes 同 条 第 七 項 中 附 加 増 置 を 付付 加 増 置 に、 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府

県知 事 等 に、 「 行 なわ れ 、 る _ を 行行 わ れ る に改 め、 同 条第 八項中 都 道 府県. 知 事 を 「都道· 府 県 知 事

等」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第九 + 八 条第二 項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等 」 に、 みず か . ら _ を 自 5 に 改 め、 同 条

第三 項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 渞 府 県 知 事 · 等 _ に、 「うえで」を 「上で」 に改 め、 同 条 第 匹 項 中 都 道

府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等」 に 改 \Diamond る。

第九 + 九 条 の 三 第 項 中 施 行 者 は を 施 行者 (都道府県及び市町村を除く。 は」に改め、 都道

府県又は」及び「、市町村」を削る。

第九十九条の八第五項に後段として次のように加える。

この 場合において、 第 九十八条第二項中 「都道· 府県知事等」 とあるのは、 「都道府県知事」 と読み替

えるものとする。

第百三十三条第一項を次のように改める。

施

行者は、

政令で定めるところに

により、

施

設

建

築

物

及び

施設

建

築

敷

地

 \mathcal{O}

管

理

又

は

使

用

に

関

でする区が

分所

有者. 相 互. 間 の事項につき、 管理規約を定めることができる。 この場合において、 施行者 (都 道府県及び

市 町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、 機構 等 市 のみが設立 した

地方 住宅供給公社 を除く。)にあ つては国土交通大臣 \mathcal{O} 個 人施行者、 組合、 再開 発会社 又は市 \mathcal{O} みが

設立 L た地 方住宅供給公社にあつては都道 府 県知事 0) 認 可を受け なけれず ば なら うない。

第百 三十 九 条 の 三 第 項第二号中 「第六・ 十 一 条 第 項」 0) 下 に (土地 \mathcal{O} 試 掘 等 に係 る部 分を除っ

を加 え、 同 号を 同 項第三号とし、 同 項 第 号 O次 É 次 ∅)— 号を加 え る。

市が 第六十一 条第一 項 主 地 \mathcal{O} 試 掘等 に係る部分に限る。)、 第六十六条第一項から第 八項 まで並

び に第九十八条第二項 (第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。) 及び第三項の規

定により処理することとされている事務 (機構等 (市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。) が

施 行する 市 街 地 再開 発事業に係るものに限る。)

第百三十九条の三第二項第三号中 「第六十一 条第 __ 項 の下 に (土地 の試掘等 に係る部分を除く。

を加い える。

第百 兀 十 条の二中 「一に」を 「いずれかに」 に改 め、 同条第 号中 「都道府県知事」 を 「建築許可権

者」に改め、 同条第二号中 「都道 炉府県. 知 事」 を 「都道」 府県知 事 · 等 _ に改める。

第百四十二条中「一に」を「い ずれれ かに に改め、 同条第 号 中 「都道· 府県知事」を 「立入許可権者

筑 波 研究学 園 都 市 建 設法 \mathcal{O} __ 部改正) に改め、

同条第三号中

「都道府

県

知

事

を

試

掘等許

可権者」

に、

「行なつた」

を

「 行

つた」

に改める。

第百二十二条 筑波 研 究学園 都 市 建 設法 (昭 和 兀 十五年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第二条第 項 中 「及び茨城県稲 敷 郡 茎 崎 町 を 削 る。

第七条第一 項中 「の各号」を削り、 第一 号を削り、 第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、 同条中

第三項を第四項とし、 第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一項を加える。

前 項各号に掲げるもののほ か、 周辺開発地区整備計画には、 人口 の規模及び土地 の利用に関する事項

を定めるよう努めるものとする。

2

第八条第一 項中 関 係市 町 \mathcal{O} 長」 を「つくば市長」 に、 「作成し、 国土交通大臣に協 議しなけ ĥ んばなら

な い を 作 成するよう努め るものとする」に改 め、 同 条第二 一項を削 り、 同 条第三項中 「公表する」 を「

公表するよう努める」 に改 め、 同 項 を同 条第二項とし、 同 条第四 項 を同 条第三項とし、 同 条第五 項中 「前

各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「及び」を「又は」に改める。

第十条及び第十二条中 「及び」 周 辺 開 発 地 区整 備計画」 を (周辺開 発地区整備計 画が作成されていると

きは、 研究学 園 地 区 建 設計 画 及 び 周 辺 開 発地 区 |整備; 計 画 に改 8 á.

(地方道路公社法の一部改正)

第百二十三条 地 方道 路 公社 法 (昭 和四 十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第百二十四条 日本下水道事業団法 (昭和四十七年法律第四十一号)の一 部を次のように改正する。

第四条第 五. 一項を削 り、 同 条第六項中 「第四項」 を 「前項」 に改め、 同 項を同条第五項とし、 同条第七項

を同条第六項とする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第百二十五 条 公有 地 \mathcal{O} 拡 大 0) 推進 に 関 す る法は 律 昭昭 記和四十· 七年法律第六十六号) の <u>ー</u> 部を次のように改正

する。

第四条第 項 中 「所在する市町村」を 「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村」に、 都

道 府 県 知 事 を 都 道 府県知 事 に、 当該土地が 市 \mathcal{O} 区域内に所在する場合にあつては当該市 \mathcal{O} 長 に改め

る。

第五 条第 項中 都道· 府 県知 事 でに対 を削 り、 「所在する市 町 村 \mathcal{O} 長 (を経・ 由 L て」を 町 村 \mathcal{O} 区 域

内 に 所 在す る場合に あ つて は当 該 町 村 0) 長を経・ 由 L て 都道· 府県 知 事 に対 し、 当該 土地 が 市 \mathcal{O} 区 域 内 に 所在

する場合にあつては当該市の長に対し」に改める。

第六条第一 項中 「都道府県知事」 の 下 に 「又は市長」 を加え、 「行なう」を「行う」に改め、 同条第三

項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第 九 条第一 項第四号イ中 同 条第二項第三号又は第四号」 を 「同条第二項第二号又は第三号」 に改り め、

同 - 号 口 中 第 五. 条 第 項第三号」 を 「第五条第二項第二号」に、 「同条第三項第四号」 を 同 条第四 項第

四号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(大都市の特例)

第二十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については

政令で定める。

第二十九条の二中「市町村」を「町村」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第百二十 六 条 新 都 市 基 盤 整 備 法 昭 和 兀 1十七年: 法 律第 八十 - 六号) の — 部 を次 のように 改 正 す る。

第四 十 九 条 \mathcal{O} 見出 L 中 \neg 認 可 等」 を削 り、 同 条第一 項中 「定め、 国及び地方公共団 体 以 外 の者にあつ

ては都道府県知事 の認可を受け、 市町村にあつては、 あら かじめ、 都道府県知事に協 議 Ļ そ の同 意を得

なければならない」 を「定めることができる」に改め、 同項後段を削る。

(都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正

第百二十七条 都市 干 ノレ ル \mathcal{O} 整 備 \mathcal{O} 促 進に関 する法律 昭昭 和四十七 年法律第百二十九号) の 一 部を次の

ように改正する。

第三条中「定める」を「定めるよう努める」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第百二十八条 都 市 緑 地 法 (昭 和 匹 十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中 「おいては、 _ の 下 に 「おおむね」を加え、 第三号を次のように改める。

地 方公共団 体 \mathcal{O} 設置 に係るに 都 市 公 袁 (都 市 公園法第二条第 項に規定する都 市 公 園を 1 , う。 以下同

 \mathcal{O} 整 備 \mathcal{O} 方 針 そ \mathcal{O} 他 保 全すべ き緑 地 0) 確 保 及 び 緑 化 \mathcal{O} 推 進 \mathcal{O} 方 針 に 関 する事 項

第四条第二項に次の四号を加える。

兀 特 莂 緑 地保全地 区 内 \mathcal{O} 緑 地 の保全に関する事項で次に掲げるもの

1 緑 地 の保全に関連して必要とされる施設の整備 に関する事 項

第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地 の管理に関する事 項

口

ノヽ 第二十四条第 一項 \mathcal{O} 規定による管理協 定 (次章第 一節及び第二節に お いて単に 「管理協定」とい

う。)に基づく緑地の管理に関する事項

= 第五 十五 条 第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規定 による市 民 緑 地 契約 (次章第一 節及び第二節 に お 7

て

単に

市 民 緑 地 契約」 という。 に 基づく緑 地 \mathcal{O} 管 理 に 関 する事 項 その 他 特 別 緑 地 保 全 地 区 内 \mathcal{O} 緑 地 \mathcal{O} 保

全に関し必要な事項

五. 緑 地 保全地 域及び特 別 緑地保全地 区以外の区域であつて重点的に緑地 の保全に配慮を加えるべき地

区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

六 緑 化 地 域 に お け る 緑 化 \mathcal{O} 推 進 に 関 す うる事 項

七 緑 化 地 域 以外 \mathcal{O} 区 域 で あ 0 て重点的 に 緑 化 0) 推 進 に 配 慮 を加 えるべき地 区及び当該地区 に お ける緑

化の推進に関する事項

項第三号」

に改め、

同条第六項中

市

町村」

を

「町村」に、

第二項第三号口」

を

「第二項第四号イ」に

第四条第四 項 中 「講ずる」 を 「講ずるよう努める」に改め、 同条第五項中 「第二項第三号イ」を 「第二

ようとする場合にお 「協議、 その同意を得なければ」を 7 ては、 当該 事 項について、 「協議してその同意を得、 あらかじめ、 都道 府 同号ロ 県 知 事 からニまでに掲げる事項を定め と協 議 しなけ ń ば に 改

同 項ただし書を削 り、 同 条第七 項 中 「公表する」 を 「公表するよう努め る に改 め る。

第六条第 項 中 「は 関 係 市 町 村 及 び 都道 府 県 都 市 計 画 審 議 会 \mathcal{O} 意見 を聴 1 て を 市 \mathcal{O} 区 域 内 に あ

八条 0 は 規定による行 当 該 市。 以 下 為 \mathcal{O} 都 規 制 道 又は 府県等」 措 置 とい \mathcal{O} 基 塗準を」 に は 改 め、 に 改 同 め、 項各号を削り、 同 条第二 項 中 同条第四 次 に . 掲 項中 げ る事 都 項 道 を 府 を 県」を 「 第

. う。

て

都道 府県等」に、 関係 市 町 村 を 「都道府県に あ つては関 係 町 村 に改め、 同項を同条第六項とし、

同 条第三項 を同 条第四 項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に 次 の <u>ー</u> 項 へを加 える。

5 都 道 府 県 等 は、 緑 地 保 全 計 画 を定め ようとするときは あ 5 か じ め、 都 道 府 県 に あ つて は 関 係 町 村 及

び 都 道 府 県 都 市 計 画 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を、 市 に あ つ て は 市 町 村 都 市 計 画 審 議 会 **当** 該 市 12 市 町 村 都 市 計 画 審

議 会 が 置 カン れ て 1 な いときは、 当 該市 . D 存す る都が 道 府 県 \mathcal{O} 都 道 府 県 都 市 計 画 審 議 会 の意 見 を聴 カン なけ

れ ば ならな \ \ \

第六条第二項の次に次の一 項を加える。

- 3 緑 地 保全計画に は、 前項 に規定するものの ほ か、 次に 掲げる事項を定めることができる。
- 緑 地 \mathcal{O} 保 全に 関 連 L て 必要とされ る 施 設 \mathcal{O} 整 備 に 関 する 事 項
- 管 理 協 定 に基 づ く緑 地 \mathcal{O} 管 理 に . 関 す る事 項
- \equiv 市 民 緑 地 契 約約 12 基 づ < 緑 地 \mathcal{O} 管 理 12 関 す る 事 項そ \mathcal{O} 他 緑 地 保 全 地 域 内 \mathcal{O} 緑 地 0 保 全に 関 L 必 要な 事

項

第七 条第 項 中 「都道府日 県 を 「都道 府県等」 に、 緑地 保全地 域である旨を表示 i た標識 を設け、 な

け れ ば を お け る)標識 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O} 他 0 適 切 な方法により、 そ 0) 区 域 が 緑 地 保全地 域 で ある旨 · を 明 示 しな

内 に お け る 標 識 \mathcal{O} 設 置 に係 る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 を 加 え、 同 条第 五. 項 中 都 道 府 県 知事」 \mathcal{O} 下 に 市 \mathcal{O} 区

け

れ

ば

に

改

め、

同

条第四

項

中

都

道

府

県

を

都

道

府

県

等

に

改

め、

行為」

0

下

に

(緑

地

保

全

地

域

域 内 に あ 0 て は 当 該 市 \mathcal{O} 長。 以 下 都 道 府 県 知 事 等 とい う。 __ を加 え、 同 条第 六 項 中 都 道 府 県 知

事」を「都道府県知事等」に改める。

等 第八条第 に改め、 項 同 条第九 第二 項第八号中 項、 第 辺 項 及 「第五 Ű 第六項 十五条第 か 5 第八項 項又は Ĵ での 第二項の規定による市民緑地 規定中 都 道 府県知事」 契約 を 都 (次節 道 府 県 に 知 お 事 1

て単に 市 民 緑地契約」という。 を 「市民 緑 地契約」 に改める。

第九 条第一 項及び 第二項中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等」 に 改める。

第十 条第一 項 中 都 道 府 県 を 都 道 府 県等」 に 改 Ø á.

第十

条

第

項

及

CK

第二

項

中

都

道

府

県

知

事

を

都

道

府県

知

事

等

に

改

いめる。

第 十三 条 中 同 条 第 項」 0) 下 12 及 75 第 兀 項」 を加 え る。

第十 兀 条第 項及び 第二 一項中 都 道 府 県 知 事 を 都 道)府県. 知 事 · 等 _ に改め、 同 条第三項中 都 道

知 事 を 都 道 府県知 事等」 に、 「附す る」を「付する」 に改め、 同 条第四項か ら第八項ま で 0) 規定・ 中

都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七 条第 項 中 都道 府 県 を 都 道 府 県等」 に 改 め、 同 条 第二 項中 都道 府 県 知 事 は、 を 削 り、

「ときは \mathcal{O} 下 に 都 道 府 県知 事 に あ つて は を 加 え、 市 町 村 を 町 村 に、 限 る。 を を

限 る。 以下この 条 及 U 次条 12 お 1 て 単 に 「 緑 地 管 理 機 構 という。 を、 市 長 12 あ 0 て は 当 該 土 地 \mathcal{O} 買 入

n を希望す ^る都道 府 県又 は 緑 地管 理機 構 を、 に 改 め、 同 条第三項中 市 町 村 文は 前 項 \hat{O} を 都 道 府 県

町村又は」に改める。

府

県

第十八条中「前条第二項の」 を削り、 「同条第一項」を「前条第一項」に、 「第四条第二項第三号口(2)

」を「第四条第二項第四号ロ」に改める。

第二十条第 項中 「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、 「第三十二条第

一項第三号」を 「第三十二条第二項第二号」に、 「第九条第二項第二号」 を 「第九条第二項第一号」に、

「第三十一条第二項第四号」 を「第三十一条第二項第一号」 に改める。

第二十一条中 「都道府県」」を「都道府県等」」に、 $\overline{}$ 同条第五項及び第六項」を「、 同条第二項及

び第四項中 「緑地保全地域」 とあるのは 「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」 と 同条第

という。)」 とあるのは 市 町 '村長」 と、 同 条第六項中 「都道_· 府県 知事等」 を加える。 五.

項」

に改め、

都

道府県知

事」

の 下 に

「 (市

の区域内にあつては、

当該市の長。

以 下

「都道_·

府県

知

事

等

0)

第二十三条中 都 道 府県」」 を 「都道 府県等」」 に改め、 「及び第六項」 を削 り、 都道 府県知 事

下に 「 (市 の区域内にあつては、 当該市の長。 以 下 「都道府県知事等」という。)」とあるのは 市 · 町村

長」と、 第十条第二項において準用する第七条第六項中 「都道府県知事等」を加える。

第二十四条第三項第一号中「第六条第二項第二号ロ」 を 「第六条第三項第二号」に改め、 同項第二号中

地 合 に が 第四条第二項第三号口 あ 指 つて 定 都 は 市 当 \mathcal{O}]該中 区域 角 核 に存する場合にあつては当該 市 (3) \mathcal{O} 長 を 「第四条第二項第四号ハ」 を 都 道 府 県 知 事 指 · 等 _ 定 に、 都 に改 市 \mathcal{O} 指 長 め、 定 都 当 同 該 条第四 市 土 \mathcal{O} 地 区 域 項中 が 及 中 び中 核 都 市 核 道 \mathcal{O} 府県. 市 区 域 知 を 内 事 に存する場 市 (当該土 に、

指 定 都 市 が 当 該 指 定 都 市 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 12 0 1 て、 又 は 中 ·核 市 が 当 該 中 核 市 を 又 は 市 が **当** 該 市 に

改める。

第三十一条第一項中 都 道 府県」 を 「都道府県等」に、 「市町村」 を 「都道府県又は町村」 に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第 項 中 「第三十二条第二 項第二号」 を 「第三十二条第二項第 号 に改 いめる。

第五 改 十 五 め、 条第 同 二項 条第 中 五 項 「 第 中 兀 又 条第二項第三 は 第 項 \mathcal{O} 号 緑 地 管 を 理 「第四 機 構 条第 及び 項 第五 当 該 号」 事 項 E に、 0 () て 同 号 を ホ 削 り、 を 同 項 第 協 七 議

を っに 当 該 事 項 へを届り け Ĥ, に改 め、 「第三号に定める者と」 *(*) 下に 「当該事 項 えについ . て _ を 加 え

号 中 首 都圏 近郊緑地保全区域」 の 下 に (緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。 以 下

同

項第

第 該 \mathcal{O} 八 項 に、 0 H 土 指 条 項 地 定 及び第三 を に、 都 が 指 市 百 中 条第. 定 核 以 都 都 五. 市 下 市 十八条第 九 \mathcal{O} 道 項 区 \mathcal{O} 府 とし、 \mathcal{O} 県 区 域 条 域」 内 知 に 事 に を 項に 同 存 お (当 条第六 す 1 地地 該 る 7 お 方自 場 土 1 「指 て 同 項中 合 地 に 定 治 が ľ 指 都 法 あ 前 市 定 0 (昭 _ 項」 7 都 とい 和 は 市 を 当 二十二年 を加え、 \mathcal{O} う。 該 区 「第 中 域 五. 内 核 法律 項」 \mathcal{O} 市 に 「次項」 存 区 \mathcal{O} に 長 域」 す 第六十七 る場 改 を め、 に を 改 合 「以下この 号) め、 同 に 都 あ 項 第二百 第二 同 道 0 項 7 府 一号中 条及び第五 第二号中 は 県 五 当 知 十二条 該 事 指 · 等 」 指 定 定 次 都 12 都 \mathcal{O} 十八条第二項 項」 + 市 改 市 九 \mathcal{O} め \mathcal{O} を 長 第 区 域 同 当 項 第 及 条

び を 中 又 核 市 は 市 を が 当 市 該 市 に、 に 改 め、 指 定都 同 項 市 を同 が 当 条第 該 指 八 定 項 都 とし、 市 \mathcal{O} 区 同 域 条第 内 \mathcal{O} 土 五 項 地 \mathcal{O} に 次 0 に 1 て、 次 *の* 又 項 は を 中 加 核 える。 市 が <u>当</u> 該 中 核 市

6 が 首 あ 都 0 た場 巻 保 全法 合 に 第 0 七 1 条第 て、 近 項 畿 巻 \mathcal{O} 保 規 全 定 法 は 第 首 都 八 条 巻 第 近 郊 緑 項 地 \mathcal{O} 規 保 全 定 区 は 近 域 内 畿 巻 \mathcal{O} 土 近 地 郊 緑 に 地 0 1 保 7 全 前 区 域 項 内 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 土 定 に 地 ょ に 0 る 届 1 出 7

前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 が あ 0 た 場 合 に 0 1 て 淮 用 す る。

7 緑 地 第 保 全 項 地 \mathcal{O} 区 緑 又は 地 管 地 理 区 機 計 構 画等緑 は 首 地 都 保全条例に 巻 近 郊 緑 地 より 保 全 制 区 限 域 を受ける区域 近 畿 巻 近 郊 角 緑 \mathcal{O} 地 土 保 全 地 に 区 |域、 つ 7 7 緑 締結 地 保 す 全 る市 地 域、 民 緑 特 別 地

契約 に同 項第二号 口 · に掲 げる事項を定めようとする場合においては、 当 該· 事項について、 あらかじめ、

当 該 市 民 緑 地契約 \mathcal{O} 対象となる土 地 \mathcal{O} 区 域 が 第五 項 第 号に掲げるも のである場合に あ つて は 同 一号に定

 \Diamond る者と協議 Ĺ 同 項第二号又は第三号に掲げるも \mathcal{O} で あ る場合に あ つて はそれぞれ 同 <u>'</u>項第 二号又は 第

三号に定 8 る者と協 議 L そ \mathcal{O} 同 意を得 な け れ ば な 5 な 1

第五

十八

条中

(緑

地

保

全

地

域

及

び

特

別

緑

地

保

全地

区

. を 除

_

を削

る。

第六十条第 項 中 第四 1条第二 項第三号ホ」 「第四条第二項第七 号」 に改 へめる。

を

第七十七条第三号中 「第八条第二項」 の 下 に 「の規定による都道府 用知事: , Ò 命令」 を加える。

生産 緑 地 法 ∅)— 部改 正

第百二十 九 条 生産 緑 地 法 (昭 和 匹 + 九 年 法 律第六十八号) の 一 部 を次 のように改正する。

第六 条 第 項 中 これ を 表示 す る 標 識 を設 置 L な け れ ば を 「お け る標 識 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切 な 方法

に より、 そ \mathcal{O} 地 区 が 生 産 緑 地 地 区で あ る旨 を 明 示 L なけ れ ば に 改 め、 同 条 第 四 項 中 「行為」 の 下 に

生 産 緑 地 地 区 内 に お け る標 識 \mathcal{O} 設 置 に係るものに限る。 を加える。

国 1土利 用 計 画 法 \mathcal{O} 部改正

第百三十条 国土利用計画法 (昭和四十九年法律第九十二号) の一部を次のように改正する。

第七条第 五. 項中 「これを国土交通大臣に報告するとともに、 その要旨を公表しなければ」 を 「その要旨

を公表するよう努めるとともに、 都 道 府 県 計 画を国土交通大臣に報告 しなけ れ ば に 改 いめる。

第八条第四 項中 「講ずるものとする」 を 講ずるよう努め なけ れ ば ならな に改 め、 同 条 第五 項中

これを都道 府 県知事 に 報告するとともに、 その要旨を公表しなけ れ ば を 「その 要旨を公表するよう努め

るとともに、 市町: 村 計画を都 道府県知事 に報告しなければ」に改 いめる。

第九条第十三項中

「公表しなければ」

を

「公表するよう努めなければ」

に改める。

(大都 市 地 域 気における る住宅及び住宅 地 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促進 に関する特 別 措 置 法 \mathcal{O} 部改正)

第百三十一 条 大都. 市 地 域域 に お け る住宅 及 び 住 宅 地 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進 に関 はする特別 別 措置 法 昭昭 和五 十年法 律第六

-七号) 0) 部 を次 0 ように 改 É 中す. Ź。

第四条第 項中 定定 め な け ればならな いし を「定めるよう努め るものとする」 に改める。

第五 条第 項第五号口 中 「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」 に改め、 同条

第二項中 「を定める」 を 「を定めるよう努める」に改める。

第七条第一項中 「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、 当該市の長。 次項及び次条において

同じ。)」を加える。

第十二条の 見出、 L を (施行地区) _ に改め、 同条中 \neg その面積が〇 五ヘクター ル以上で、 かつ」

を削る。

第二十四 条第 項 第 一号口 (2) 中 「第十二条の五第二項第三号」を 「第十二条の五第二 一項第一 号 に改め

同条第二項中 「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十六条第一項中 「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、 当該市の長。 次項において同じ

。)」を加える。

第六十四 1条第 項前段中 「かき、さく」を 垣、 栅 に改め、 「都府県知事」 の 下 に 「(市 (T) 区 |域内 に

お 7 7 個 人施行者となろうとする者若しくは組合を設立 しようとする者若 しくは 個 人施 行者若 Š は 組 合

が 試 掘等を行おうとし、又は第二十九条第三項 0) 規定に より 住宅 街区 整備 事 業を施行 Ĺ 若しくは 施 行 L

ようとする市 が試掘等を行おうとする場合にあつては、 当該市の長。 以下この項及び次条第二項において

同じ。)」を加える。

第六十七条第一項中 「 堆た 積」 を 「堆積」 に改め、 都 府県知事」の下に 「(市の区域内にお *(*) · て個 人施

行者若しくは 組 合が 施 行し、 又は 市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備 事業に あ つて

は、 当該 市 \mathcal{O} 長) を 加 える。

第七十三条第六号を 削 る。

第百 条第 項中 っな らず、 施 行 者 が 市 町 村 であるときは、 政令で定めるところにより、 その管理 規 約 に

١ ر 7 都 府 県 知事 に 協 議 Ĺ その 同 意を得り なけ れ ば を削 る。

第百

兀

条第

項中

都

府県

知

事

の 下 に

「(第七条第

項、

第二十六条第一項又は第六十七条第

規定に より 市 \mathcal{O} 長 0 許可を受けなけ ればならない場合にあつては、 当該市 の長。 次項にお ζ) 、 て 同 ľ,

を加える。

第百 九 条 0 第二項第三号中 「第六十四条第 項」 \mathcal{O} 下に 主 地 $\overline{\mathcal{O}}$ 試 掘等に 係 る部分を除 を

加 える。

国 際 観 光文化都 市 の整備 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 財 政 人上の措 置等に関する法律 \mathcal{O} 部改正)

第百三十二条 国際観光文化都市 . (7) 整備 \mathcal{O} ための財政上の措置等に関する法律 (昭和五十二年法律第七十

項

 \mathcal{O}

号)の一部を次のように改正する。

第三条第 項中 「提出 L なけ ればならない」 を 「提出することができる」に改め、 同条第二項中 「 及 び

経費 \mathcal{O} 概算 並 一びに流 動 人 \Box \mathcal{O} 状 況 を 経費 \mathcal{O} 概算そ \mathcal{O} 他国際観 光文化都市 $\dot{\mathcal{O}}$ 長 が 必 要と認 8 る事 項」

に改め、同条第三項を削る。

特 定空港 周 辺 航 空 機 騒 音 対 策 特 別 措 置 法 の <u>-</u> 部 改 正

第百三十三条 特定空 港周 辺 航空機騒音対 策特 別 措置法 昭昭 和五十三年法律第二十六号)の一 部を次のよう

に改正する。

第三条第二 項第三号を削 り、 同条第八項を同 条第九項とし、 同条第七項中 「公表しなければ」 を 「公表

するとともに、 国土交通大臣 に 報告 L な け ń ば に 改め、 同 項 を 同 条第八項とし、 同 条第六項中 あ 5 か

ľ め \mathcal{O} 下に 第二 項各号に掲 げ る事 項 人に係 る部 分に つい . て _ を加 え、 第二 項第二号及 び 第三号」 を

同 項 第二号に掲げ る 事 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 七項とし、 同 条第 五. 項 を 同 条第六項とし、 同 条第 匹 項

を同 条第五 項とし、 同 条第三 項 を同条第四 項とし、 同条第二項の 次に 次の 項 へを加る え る。

前 項各号に掲げるもののほ か、 基本方針にお į١ ては、 航空機 の騒音により生ずる障害の防止 のために

3

必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関

する基本的事項について定めるよう努めるものとする。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

第百三十四 条 幹線 道 路 \mathcal{O} 沿 道 \mathcal{O} 整 備 に関 はする法語 律 (昭 和 五 十五年法律第三十四号) *(*) 部を次のように改

正する。

第七条の二を削る。

第七条の前 の見出 し を削り、 同条第一項中 「第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合

に は を 「前 条第一 項の場合において」 に、 「ものとする」を「ことができる」に改め、 同 条第二 項中

お , , 7 は 0 下に 「お お む ね を加え、 同 条第三 項中 「公表する」を「公表するよう努める」 に改め、

同 · 条第 五. 項 を削 り、 同 条第六 項中 前 項 \mathcal{O} 場 合にお いて、 を削 り、 同項を同 条第五項とし、 同条を第七

条の二とする。

第六条の次に次の見出し及び一条を加える。

(道路交通騒音の減少等のための措置)

第七条 第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、 当該沿道整備道路 の道路管理者

及び 都道府県公安委員会は、 当該沿道 整備道 路 \mathcal{O} 構 造、 交通 0 状況等を勘案して当該沿道整 備 道 <u>(</u>)路 12 お

ける道路交通騒音を減少させるために 必要と認め 6 れ る措置を講ずるものとする。

2 沿 道 整 備 道 路 \mathcal{O} 道 路管 理 者は、 前 項 に規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 沿道 \mathcal{O} 整 備 と併せて、 道路 交通騒 音 によ

り 生ずる障 害 の防 止 を促進するため 必 温要な措置 置 を講ずるものとす

第九条第二項中

「次に掲げる事項を都市

計画に定める」

を

「都市

計画に、

第一号に掲げる事項を定める

Ł のとするとともに、 第二号に掲げる事項を定めるよう努める」 に改め、 第一号を削り、 第二号を第一号

とし、同項に次の一号を加える。

二 沿道の整備に関する方針

第九 条 第 辺 項 中 当 該 沿道 再 開 発等促 進 区 に関 l 必要な次に掲げ る事 項 を都: 市 計 画に 定める」 を 都 市

計 画に、 第一 号に掲げ る事 項 を定めるものとするとともに、 第二号に掲げ る事 項を定めるよう努める」に

改め、 第一号を削り、 第二号を第一号とし、 同項に次の一号を加える。

二 土地利用に関する基本方針

第九条第五項中 「前項第二号」を「前項第一号」 に改め、 同条第六項中「のうち、 沿道地区計画の目的

を達 !成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第九条の六及び第十 -条 第 項中 「第九 条第四項第二号」 を 「第九条第四項第 号 に 改 らめる。

第十 の 二 一第 項中 t \mathcal{O} とする」を 「ことができる」 に改 め、 同 条第二項中 「次に」 を 「第 号か 5

を加え、 第六号までに」 に改め、 「その他」の下に **₹** のとする」 の下に「とともに、 「権利 の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加え、 第七号に 1掲げ る事 項を定めることができる」

条第四項中 同項第七号中 「市町村」 の 下 に 「(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十 九第 同

項 の指 定都 市、 同 法 [第二百] 五十二条の二十二第一 項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第 項

 \mathcal{O} 特 例 市 (第十条 \mathcal{O} 七 12 お 7 て 「指定都 市等」 とい う。 を除く。 _ を加える。

第十 条 0) 七 第 項 中 「沿道 整 備 権 利 移 転 等促 進 計 画 \mathcal{O} 下に 「指定都 市 等以 外 \mathcal{O} 市 町 村 が 定め たも \mathcal{O}

に あ つて は、 を加 え、 同 条 第二 項 中 地地 方 自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) 第二百 五. 十 二 が 十

九 第一 項の指定都市 同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六

の三第一項の特例市」を「指定都市等」に改める。

明 |日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正

第百三十五条 明 日 香村における歴史的 風 土 の保存及び生活 環境 の整備等に関する特別 滑置法 昭昭 和五十五

年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第 四 条第三 項中 定定 め る事 項 は、 次 0 とお 'n を 「は、 おおむね次に掲げる事項を定めるも <u>0</u> に改め

る。

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)

第百三十六条 広域臨海環境整備センター 法 (昭和五十六年法律第七十六号) の一部を次のように改正する

0

第五条第二項を削る。

(半島振興法の一部改正)

第百三十 七 条 半島 振 興 法 (昭 和 六十年法律第六十三号) の 一 部を次のように改正する。

第四条第一 項中第一 号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十

号を削り、 同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、 半島振興計画には、 振興の基本的方針に関する事項について定めるよ

う努めるものとする。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第百三十八条 総 合保 養 地 域 整 備 法 昭 和六十二年法律第七十一号) *の* 部を次のように改正する。

第二条第 項第六1 一号中 「第五 条第二項第四号」 を 「第五条第二項 第三号」 に 改 8

第五条第二項中 「の各号」を削り、 第二号を削り、 同項第三号中「及び当該区域ごとの整備 の方針に関

する事項」 を削り、 同号を同項第二号とし、 同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし

同 項第六号を削 り、 同項第七号を同項第五号とし、 同項第八号を削り、 同 条第六項中 「第四 [項 を 「 第

五 項」 に、 「公表しな らけれ ばならない」 を 「公表するよう努めるものとする」に改め、 同 項 を 同 条第七項

とし、 同 · 条第 五. 一項を同 条第六項とし、 同 条第四項第二号中 「第八号」 を 「第五号」 に改 め、 同]項を同 条第

五. 項とし、 同 条第三 項 へを同り 条第四項とし、 同 条第二 項 の次に次の 項を加え える。

3 前 項各号に掲げるもののほか、 基本構想においては、 次に掲げる事項について定めるよう努めるもの

とする。

- 第一条に規定する整備の方針に関する事 項
- 重点 整 備 地 区 \mathcal{O} 区域ごとの 整備 \mathcal{O} 方 針 に 関 す る事 項
- \equiv 第 条に 規定 する整理 備 \mathcal{O} 環として推 進 すべ き産 業 \mathcal{O} 振 興に 関 はする事
- 項

展 地 価 \mathcal{O} 安定そ \mathcal{O} 他 第 条に 規定する整 備 12 際 L 配 慮 す べ き事 項 匹

自

· 然環

境

 \mathcal{O}

保

全

との

調

和

農

林

漁

業

 \mathcal{O}

健

全な

発

展

لح

 \mathcal{O}

調

和

居

住

機 能

と $\bar{\mathcal{O}}$

調 和

観光業

0 健

全な発

第六条第一 項中 「前条第 匹 項」 を 「前条第五 項」 に改 め、 同条第二 一項中 「前条第三項から第六項まで」

を 「前条第四 項 から第七項まで」 に改め Ź.

第七条第一 項中 「第五条第四 項」 を 第五句 |条第五| 項」 に改める。

翼 西文化学術 研 究 都 市 建 設 促進 法 \mathcal{O} 部改 正

第百三十 九 条 関 西 文化 学術 研 究都 市 建 設 促 進 法 昭昭 和六十二年法律第七十二号) の <u>ー</u> 部を次 のように改正

する。

第二条第一項中 「京都府相楽郡木津町、 同府 同郡精華町」 を 「木津川市、 京都府相楽郡精華 町 に改め

努め 第三項中 第五条第一 Ś ものとする」 「公表 項 中 しな 「作成し、 に け 改め、 れ ば な 5 同 国土交通大臣に協議 な 条第四 \ _ ' を 項 中 「公表するよう努め 「前三 項」 ĺ を その同意を得なければならない」 「前各項」 る ŧ のとする」 に改 め、 に 同 |項を同 改 め、 |条第| 同 を 項 を 五. 「作成するよう 項 同 分し、 条第四 項 同 条

し、 同 条第二 項 を同 条第三項 とし、 同 条第 項 \mathcal{O} 次 に次 \mathcal{O} 項 を加 える。

意を得なければならない。

2

関

係

府

県

知

事

は

建

設

計

画

[を作

成しようとするときは、

あら

か

じ

め、

国土交通大臣に協

議

Ų

その同

第六条第一 項 中 「の各号」 を削り、 第二号を削り、 第三号を第二号とし、 第四号から第六号までを一 号

ずつ 繰 り上げ、 第七号を削 り、 同 条 第二 一項を同り 条第三項とし、 同条第 項 \mathcal{O} 次 (C 次 0) 項 を 加える。

2 前 項各号に掲げ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 建 設 計 画 に は、 各文化 学術 研究地 区 \mathcal{O} 区 域 內 \mathcal{O} 人 口 \mathcal{O} 規模及び土地 \mathcal{O}

利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第七 条中 「第 五 条 第 項 同 条第四 項」 を 「第五条第二 項 (同条第五項」 に改める。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第百四 1十条 多極分散型国 土形成促進法 (昭和六十三年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第二号を削り、 第三号を第二号とし、 第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、 第七

号を削 り、 同条中第四 項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3 前 項各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 振興 拠 点地 域基本構 想にお ** \ ては、 次に掲げる事 項について定めるよ

う努めるものとする。

一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項

環境の保全、 地 価の安定その 他第一 項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

第八条第一 項 中 「同条第三項」 を 「同条第四項」 に改め、 同条第三項中「公表しなければ」を「公表す

るよう努めなければ」に改める。

第十条第二項中 「第七条第四 項」 を 「第七条第五項」 に改める。

第二十三条第二項中 第二号を削 り、 第三号を第二号とし、 第 匹 号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、

第七号を削り、 同 . 条 中 第三項を第四項とし、 第二項の次に 次の一 項を加 える。

3 前 項各号に掲げるもののほ か、 業務核都市基本構想においては、 次に掲げる事項について定めるよう

努めるものとする。

前条第一 項に規定する整備 の方針に関する事項

環境 の保全、 地価 の安定その他前条第一 項に 規定する整備 に際し配慮すべき事 項

第二十四 [条第一 項第二号中 「から第七号まで」 を っか ら第五号まで」 に改 め、 同 条第三項中 「公表しな

け れば」 を 「公表するよう努め なけれず ば に改 8 る。

第二十五条第二項中 「第二十三条第三 項 を 「第二十三条第四 項 に 改 8

第三十五条第一号中 「第七条第二項第四号」を 「第七条第二項第三号」に改 らめる。

(大都市地 域における宅地開発及び鉄道整備 (T) 体的推 進に関する特別措 是 法 の 一 部改正)

第百 匝 十 条 大都· 市 地 域に おける宅地 開 発及び 鉄道 整備 \mathcal{O} 体的: 推進 に関す る特別措 置 法 (平成元年法 律

第六十一号) 0) 部 を 次のように 改 正す る。

第四 条第三 項 第七 号を削 り、 同 条第 七 項 中 同 項 第 号 か ら第六号まで」 を 同 項各号」 に改 め、 同 条

第八 項 を削 り、 同 条 第 九項 中 「第七 項」 を 「前 項」 に改 め、 同 項 を同 条第八項とする。

第五条第一 項ただし書を削 り、 同条第二項中 「第九項」 を 「第八項」に、 「前項本文」 を 「前項」 に改

める。

第十三条第五項を削り、 同条第六項中 「第四項」 を 「前項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第七

項を同条第六項とする。

地 方 拠点 都 市 地 域 \mathcal{O} 整備 及び産業業務 施設 \mathcal{O} 再配置の促進に関する法律 \mathcal{O} 部改正

第百 匹 一十二条 地 方拠 点 都 市 地 域 \mathcal{O} 整 備 及 び 産 業業務施設 \mathcal{O} 再配 置 \mathcal{O} 促 進 に関 はする法律 律 (平成 兀 年法 律第七

十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一 号を削 り、 第二号を第一号とし、 第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、

号を削 り、 同条第八項中 「第六項」を「第七項」に、 「公表しなければならない」を「公表するよう努め

るものとする」に改め、 同項 を同 条第九項とし、 同条第七項を同条第八項とし、 同条第六項第 一号中 「第

二項第 一号か 5 第五号まで」 を 「第二項各号」に、 「第三項 及び第四 項」 を 「第四 項 及 び 第 五. 項」 に 改め

同 項を 同 条第七項とし、 同 条第 五. 項を 同 条第六項とし、 同 [条第四] 項 中 「第二項第二号」 を 「第二 項 第

に、 同同 項第 五. 号 を 同 項 第四 号 に改 め、 同項を[同 条第五項とし、 同 条第三項を同 条 第四 項とし

. 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前 項各号に掲げるもののほ か、 基本計画にお いては、 指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に

関する事項について定めるよう努めるものとする。

第七条第一 項 中 「前条第六項」 を 「前条第七項」 に改め、 同条第二項中 「第五項から第八項まで」を「

第六項から第九項まで」に改める。

第八条第 項中 「第六条第六項」 を「第六条第七 項」 に改 Ø る。

第十二条及び第十七条第二項中

「第六条第三項」

を

「第六条第

匹

項」

に改める。

第十八条中「(第二十三条において 「指定都市」という。 を削る。

第十九条第二項中 「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十一条第一項中 「都道_· 府県 知事」 の下に 「(市の区域内に あっては、 当該市 の長。 以下この条及び

次条にお ١ ر て 都 道 府 県知事等」という。 を加え、 同条第二項、 第六項及び第七項中 都 道 府県知事

」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二条第一項から第三 項 まで及び第五項中 「都道府県知事」 を「都道府県知事等」 に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十六条の見出しを 「(施行地区)」に改め、 同条中 その面積が二ヘクタール以上で、 かつ」 を

削る。

第三十一条第一 項 中 「掲げる事 項 の 下 に 「及び同条第三項に規定する事 項_ を加える。

第三十三条第一 項及び第三十六条中 「第六条第三 項」 を 「第六 条第四 項」 に改 \Diamond

地

域

伝統芸

能等を活

用した行事

 \mathcal{O}

実施

に

よる

観

光及び

特

定

地

域

商

工

業

の振

興に

関

す

Ź

法律

 \mathcal{O}

部

改

正

第百四十三条 地 域伝統芸能等を活用した行事 の実施による観光及び特定地域 商 工 業 \mathcal{O} 振興に関する法律

平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中 · 第 四 |項を削 り、 第三項を第四項とし、 同 条第二項中 「基本計 画 を 「前項に規定するもの のほ

か、 基 本 計 画 に、 「定める」を 「定めるよう努める」 に 改め、 第二号から第四号までを削 り、 第五 号を

第六号を第三号とし、 第七号を第四号とし、 同 [項を同り 条第三項とし、 同 条第 項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O}

一項を加える。

2 基本計 画 にお **\ ては、 活用行事及び特定事業等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第四条第五 項中 「前項の規定により主務大臣に協議しようと」 を 「基本計画を定め、 又はこれを変更し

ようと」に改め、 「あらかじめ」 を削り、 同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとと

もに、主務大臣に報告しなければ」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正)

第百 匹 十 兀 条 大阪 湾 臨 海 地 域 開 発整 備 法 (平成 匹 年法律第百十号) の — 部を次のように改正する。

第七条第三 |項 「公表しなければ ならな \ _ を 「公表するよう努めるものとする」 に 改 8 る。

第八条第一 項第二号及び第三号を削り、 同項第四号中 「並びに当該区域ごとの整備 の方針 に関する事項

を削 り、 同号を同項第二号とし、 同項第五号を同項第三号とし、 同項第六号を同項第四号とし、 同 項第

七号か

ら第十号までを削

り、

同

条第三項を同条第五項とし、

同条第二項中第二号を削

り、

第三号を第二号

第四号及び第五号を削 n, 同 .項を 同 条第三項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に 次の __ 項を加える。

るものとする。

4

前

項

各号に掲げ

るも

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

か、

関連

地

域に係る

る整備計

画

に

は、

次に掲げる事項を定めるよう努め

一 整備等の目標

公共施設、 公益的施設、 住宅施設その他の施設の整備に関する事項

三 産業構造の高 度化に関する事 項

匹 環境 \mathcal{O} 保 全に 関する 事 項

五 玉 際 交流、 教養文化活 動 等 \mathcal{O} 活 動 に 関 ける事

項

第 八 条 第 項 0) 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

六

地

価

 \mathcal{O}

安定、

災

害

 \mathcal{O}

防

止

そ

 \mathcal{O}

他

関

連

整

備

地

域

 \mathcal{O} 整 備 に . 際 L 配 慮

すべ

き事

項

2

8

るものとする。

前 項各号に掲げる ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 大阪湾臨海地域に係る整備計画に は、 次に掲げる事項を定めるよう努

整備 等の 目 標

人口 \mathcal{O} 規模及 CK 土地 の利 用 に関す る事 項

三 開 発 地 区 \mathcal{O} 区 域ごとの 整 備 \mathcal{O} 方 針 12 関 す る 事 項

兀 産 業 構 造 \mathcal{O} 高 度 化 12 関 す Ź 事 項

五. 環境 \mathcal{O} 保 全 に 関 する 事 項

六 国際交流 教養文化活動等の活動に関する事項

七 地価の安定、 災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第百 匹 干 五条 特定優良賃貸住宅の 供給 \mathcal{O} 促進 に関する法律 (平成五年法律第五十二号)の一 部を次のよう

に改正する。

第二条第一 項中 「都道府県知事」 の 下 に 「(市の区域内にあっては、 当該市 の長。 以 下 「都道府県知事

等」という。)」を加える。

第五条第 一項、 第八条から第十条まで及び第十一条第一項中 「都道府県知事」を 「都道府県知

事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の 前 の見出 を削 り、 同条中 都 道 府県知事」 を 「都道· 府県知事等」 に改め、 同条を第十九条

同条の 前 に見出しとして「(罰則)」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一

条とし、第二十三条を第二十二条とする。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正

第百四十六条 被災市街地復興特別措置法 (平成七年法律第十四号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 被災市 街 地 復興 推 進 地 域 に関 す る都 市計画 に お いては、 都市 計 画 法第十条の 兀 第二 一項に定り め る事 項の

ほ か、 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 によ る 制 限 が 行 わ れ る期 間 \mathcal{O} 満 了 \mathcal{O} 日 「を定り 8) るものとするとともに、 緊 急 か 0 健 全

な復興 介を図 るため \mathcal{O} 市 街 地 \mathcal{O} 整 備 改善 \mathcal{O} 方針 (以 下 「緊急復興 方針」 という。) を定めるよう努め るも

のとする。

第七条第一 項中 「都道府県知事」 の 下 に 「(市の区域内にあっては、 当該市 の長。 以 下 「都道府県知 事

等」という。)」 を加え、 同 条第二項中 「都道· 府 県知 事 を 都 道 府 県 知 事 · 等 _ に改 め、 同 条第三 項第二

号中 「第十二条の五 第二項第三号」を 「第十二条の 五第二 項 第 号」 に改め、 同 項第三号中 「第九 条第二

項第二号」を 第 九条第二項第 号 に改 め、 同 条第 五 項 及び 第 六項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県知

事等」に改める。

第八条第一 項から第三項まで及び第五項中 「都道府県知事」を「都道府県知事等」 に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

应 1条中 都 道府県知事 文は」 の下に 「地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二

条の十九第一項の」を加える。

電 線 共 同 溝 \mathcal{O} 整 備 等 に関 す うる特 別措置 法 0 部

第百 匹 + 七 条 電 線 共 同 溝 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 平 成七 年法律第三十 -九号) 0) 部を次 のように改

改正)

正する。

第五条第二項中 「電線共同溝整備計画を定め、 これに基づき電線共同溝の建設を行わ なけ ればならない

を 電 線共同 溝 整 備 計 画 を定めることができる」に改 め、 同 条第三項中 「前 項 \bigcirc を 道 路 管 理者 は

前 項 \mathcal{O} 規 定に 、より」 に、 に は を「を定める場合にお V) て に、 「場合にお 7 7 は を

当 該 計 画 に お 1 て に 改 め、 同 条 第 兀 項 を 同 条第五 項とし、 同 条 第三 項 \mathcal{O} 次 K 次 \mathcal{O} 項 を加 え る。

備 計 画に基づ · き電: 線 共 同 溝 \mathcal{O} 建 設を行 わ なけ れ ば なら な

4

道

路管

理

者

は、

第二項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

電

線

共

同

溝

整

備

計

画

[を定)

 \emptyset

た場合に

お

7

て

は

当該

電

線共

同溝整

第八条第三項中 カ ら第四項まで」 を 「から第五項まで」に、 「第五条第二項及び前条」 を 「第五条第

兀 項 及び前条」に、 「第五条第二項及び第三項」を 「第五条第二項から第四項までの規定」 に、 「同条第

四項中」を「同条第五項中」に改める。

第二十二条第二項中 「除き、 の下に 「第五条第二項 の電線共 同 清整備; 計 画 に係る」 を加 え、 同条第三

項第二号中 「当該 道 路 \mathcal{O} 新 設 又は改築」 \mathcal{O} 下 に (第五 条第二 項 \mathcal{O} 電 線 共 同 溝 整 備 計 画 に係 る 電 線 共 同 溝

 \mathcal{O} 建 設 又は 改築を伴う É \mathcal{O} に 限 る。 _ を加 え、 同 条第 匹 項 中 電 線共 同 溝 を 前 項 \mathcal{O} 規定に ょ る負

担又は補助に係る電線共同溝」に改める。

第二十七条第一項中 「 の 市」 を 「 の 市 町 村 に改め、 「第十七条第二項」の下に「又は第三項」 を加え

「行う市」を「行う市又は町村」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第百 匹 十八 条 建 築 物 \mathcal{O} 耐 震 改 修 \mathcal{O} 促 進 に 関 する法 律 (平成七年法律第百二十三号) の <u>ー</u> 部を次 のように改

正する。

第五条第四 項中 「及びその設立団体 (地方住宅供給公社法 昭昭 和四十年法律第百二十四号) 第四条第二

項に規定する設立団体をい い 当該都道府県を除く。) の長」 を削る。

第十五条第一項中 「地方住宅供給公社法」 の下に「(昭和四十年法律第百二十四号)」 を加える。

へ 密 集 市 街 地 における防災街区 の整備の \mathcal{O} 促進に関する法 律 。 の 一 部改正)

第百 匹 十 九 条 密集 市 街 地に お け る防災街 区 . (7) 整 備 \mathcal{O} 促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) の 一 部

を次のように改正する。

第三条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第十三条第一 項 中 「同条第二項第二号」を 「同条第二項第一号」に、 「同項第三号」を 「同項第二号」

に、 「第五項」 を「第四項」に改め、 同条第二項を削り、 同条第三項中 「第一項」を「前項」 に改め、 同

五項とし、 同条第七 項中 「第五 項」 を 「第四項」 に改め、 同 項 を 同 条第六項とする。

項を同条第二項とし、

同条第四

1項を同れ

条第三項とし、

同条第五項を同

条第四項とし、

同条第六項を同

. 条第

を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

第二十条第

項 中

「公営住宅法第二十三条各号に掲げ

る条件」

を

「次の各号のいずれか」

に、

「同法」

- 一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者
- 一 次に掲げる条件に該当する者

1 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住

宅を管理する地方公共団 体が 条例で定める金額を超えないこと。

口 その 他当該: 地方公共団 体が条例で定める条件に該当すること。

第二十一条第一項中 「特定」 優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定め る基準 のうち

入居者の資格に係るもの」を 「次の各号の いずれか」に改 め、 同 項に次の各号を加える。

特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係

るものに該当する者

一 次に掲げる条件に該当する者

1 当該 申出をした者 の収 入が国 土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地

方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

口 その 他当該 地 方公共団 体 が 条例で定める条件に該当すること。

第三十二条第二項中「次に掲げる事項を都市 計 画に定める」を 「都市計画に、 第一号及び第二号に掲げ

る事項を定めるものとするとともに、 第三号に掲げる事項を定めるよう努める」 に改め、 第一号を削り、

第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、 同項に次の一号を加える。

当該防災街区整備地 区計 画 の目標その他当該区域 O整 備 に 関する方針

第三十二条第三項及び第四 1項中 「のうち、 防災街 区 整 備 地 区 計 画 \mathcal{O} 目的 を達成するため必要な事 ず項を定

めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第三十四 1条第 一項中 「ものとする」を「ことができる」 に改め、 同条第二項中 「次に」を 「 第 号か

5

第六号までに」に、「とする」を「とするとともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」 に改 8

同項第七号中「その他」の下に 「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」 を加える。

第百 九十一条第一項ただし書中 「都道府県知 事 の 下 に \neg 市 の区域内にあっては、 当該. 市 の長。 以 下

「都道府県知事等」という。)」を加える。

第百 九 十二条第 項 中 「さく」 を 柵」 に、 都 道府県知 事 を 「都道 府県知事等」 に改 8

第百 九十七 条第 項中 「堆た 積 を 堆 積」 に、 都 道 府 県知事」 を 都 道 府 県知事 等 に改 め、 同 E 条 第

一項から第五 項まで、 第七項及び 第八項中 「都道 府県知事」を 「都道府県知 事 等」に改 め

第二百三十三条第二項から第四項までの規定中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事等」に改める。

第二百三十六条第三項中 「施行者は」を「施行者 (都道府県及び市町村を除く。) は」に改め、 「都道

府県又は」及び「、市町村」を削る。

第二百四十一条第五項に後段として次のように加える。

み替えるものとする。

この

場

一合に

おい

て、

第二百三十三条第二項中

都

道

府県知事等」

とあるのは、

「都道府県知事」

と読

第二百七十七条第一項を次のように改める。

施行者は、 政令で定めるところにより、 防災施設建築物及び防災施設建築敷地 の管理又は使用に関す

る区分所有者相 互 間 の事項につき、 管理規約を定めることができる。 この場合にお V > て、 施 行者 (都 道

府県 及び 市 町村を除く。) は、 政令で定めるところにより、 その管理規約に ついて、 都市 再生 機 構等

市 \mathcal{O} 4 が 設 <u>\f</u> L た 地 方住宅供 給 公社を除く。 に あ 0 て は 国土交通大臣 \emptyset 個 人施 行 者、 事 業組 合 事

業会社 又は 市 0) みが 設立 した地方住宅供給公社にあっては都道 府 泉知事 0) 認 可を受けなけ れ にばなられ ない

0

第二百八十三条第一項中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事等」に改め、 同条第三項中「第四十二条第

二項」 を「第五十二条の二第二項」に、 「前項ただし書」を「前項」に、 「指定都市等の長」を「市長」

に、「都道府県知事」」を「都道府県知事等」」に改める。

第二百九十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百 九十三条第四 項、 第二百. 九 十四四 条並 び に第二百 九十五条第一 項、 第二項、 第 四 項及び第五

項中

第二百 九十一 条第三項」 を 「第二百九十一 条第二 項」 に改 \Diamond á.

第二百九十八条第三項中 「及び第三項」を削り、 同条第四項中 「第二百九十一条第三項」を「第二百九

十一条第二項」に改める。

第三百十一条第一項第二号中 「第百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)

を加え、 同号を同 項第三号とし、 同 項第 号の次に次の一号を加える。

で 並 市 びに が 第百九十二条第 第二百三十三条第二 項 主 項 及び 地 \mathcal{O} 第三項 試 掘 等 0) に · 係 規定に、 る部 より処理することとされてい 分に限る。 第百 九十七名 条第 る事 務 項 か (都道· ら第 府 八 項 県又 ま

は 都 市 再生機構等 (市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事 業に係

るものに限る。)

第三百十一条第二項第三号中「第百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」

を加える。

第三百十八条第一号及び第三号中 「都道府県 知事」 を 「都道府県知事等」 に改める。

外 国 人観 光旅 客 \mathcal{O} 旅 行 の容易化等の 促 進 に ょ る国 際 観 光 \mathcal{O} 振 興 に関 す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第百 五 十 条 外 国 人観 光 旅客 \mathcal{O} 旅行 0) 容易化等 0) 促進 による国 際 観 光 (T) 振興 に関する法 律 (平成九年法律第

九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中 「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)

第百 五 十 条 優 良 田 袁 住宅 \mathcal{O} 建 設 \mathcal{O} 促進 に 関 する法律 (平成十年法律第四十一 号) 0 部を次のように改

正する。

第三条第二 項中第一 号を削 り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 第四号及び第五号を削 り、

同 条中第五項を第六項とし、 第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし、第二項の次に次の一 項を加える

0

3 前項各号に掲げるもののほか、 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする

0

一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

自然環境 の保全との 調 和 農林 漁 ||業の健・ 全な発展 との 調和その他優良田園住宅の建設 の促進に際し

配慮すべき事項

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第百五十二条 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) の一部を次のように改正する

)

第九条第六項中 「及びその設立 団体 (地方住宅供給公社法 (昭 和四 十年法律第百二十四号) 第四条第二

項に規定する設立団 |体をい V. 当該. 市町 村を除く。 0) 長」 を削 る。

第十七条第 項 中 遅滞なく」を削り、 「その」を 「おおむねその」に、 「明らかにした」を「定め

た」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第三十三条第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「 (昭和四十年法律第百二十四号) 」 を加える。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第百五十三条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成十二年法律第八十七号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条第二項中 「三十日間」 を 「お お む ね三十月 間 の期間を定めて」 に改 かめる。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第百 五十二 兀 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年法律第百四号) の <u>ー</u> 部を次のよ

うに改正する。

第四条第一 項 中 「ものとする」を「ことができる」に改め、 同条第二項中 「公表しなければ」 を 「公表

するよう努めなければ」に改める。

第十四 第十五 条、 第十 九条及び第二十条中 「第四条第 項 の指針」 を 「基本方針 (第四条第 二項の

規定により 同 条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 指 針 を公表した場合には、 当該指針) に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第百五十五条 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中 「行政庁」 の下に「。 次条第二項において同じ。 」を加える。

第四 十一条第二項中 前 項 を 第 項」 に改 め、 同項を同条第三項とし、 同 条第 項の次に次の一項

を加える。

2 都 市 計 画 [決定権] 者 は、 Þ 、むを得り ない 理由 により 前 項 0 処 理 期間 中 に 同 項 \bigcirc 規定 による処理を行うこと

が できない ときは、 その 理 由 が 存 続す Ź 間 当該 処 理 期 間 を延長することができる。 この 場 合に お 1 7

は、 同 項 \mathcal{O} 処 理 期 間 中 に、 当該 計 画提案を した者に対し、 その旨、 延長する期間 及び延長する理由 I を 通

知しなければならない。

第四十六条第二項中 次に」 を 第一 号から第五号までに」に改め、 「記載する」 の 下 に ŧ のと

するとともに、 第六号 に掲 げ る事 ,項を記 載するよう努める」 を加え、 同 項 第 号 中 区 |域 \mathcal{O} 下 に 「 及 び

そ $\overline{\mathcal{O}}$ 面 積」 を加 え、 同 項第二号を削 り、 同 項 第三号中 目 標を達る 成す るため」 を 区 域 内 に お け る 都 市 \mathcal{O}

再生」 に改 め、 同号を同 項第二号とし、 同 項中 第四号を第三号とし、 第五号を第四号とし、 第六号を第五

号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

項第四 村 項中 に 項第三号」 同 一又は同り に、 改 条第三項」 第四十六条第二項第七号を削り、 め、 「第二項第三号イ」を 号 同 条第四 同 に、 に 項第四号」 条第五項中 改 を め、 項」に改め、 っか 同 同 5 を 条中第十四項を削 第三項まで」 条第三項 「第二項第三号イからへまで」 「同項第三号」に改め、 「第二項第二号イ」に、 同条第十項中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくは \mathcal{O} 町 同条第三項中 を 村 又 っか り、 は ら第四 同 [条第四 第十五項を第十四項とし、 同条第十二項及び第十三項中 項まで」 「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」 項」 「から第三項まで」 を「第二項第二号イからへまで」 に に、 改 め、 又 同 は 条第 同 を 条第三 第十六項を第十五項とし、 八項 っか 中 項」 ら第四 「第二項第五号」を 「第二項第四 を 項まで」に、 に改め、 同 号 条 第三 を 同 第十七 条第七 「第二 項 「又は \mathcal{O} 町

第四 六条の二第三項中 「前条第二項第三号イからへまで」 を 「前条第二項第二号イからへまで」 に改

める。

項を第十六項とする。

十六項」に改め、 第五十一条第一項中 同条第四項中 「第四十六条第十六項後段 「第八十七条の二第二項から第七項まで」を (同 条第十七項」を 「第四十六条第十五項後段 「第八十七条の二第三項から (同 条第

第八項まで」に改める。

第五十七条の二第二項中 「行政庁」 の 下 に 次条第二項において同じ。 を加える。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正

第百 五 十六条 7 ンシ 日 ン 0 建 替え \mathcal{O} 円 滑 化等 に関 す る法 律 (平成十四 年法律第七十八号) の <u>ー</u> 部 を次のよ

うに改正する。

第九条第一 項中 「都道府県知事」の下に 「(市の区域内にあっては、 当該市 の長。 以 下 「都道府県知事

等」という。 を加え、 同条第七項中 「 の 市 町村長」 を 「が町村の区域内にあるときは、 当該町: 村 の長

」に改める。

第十一条第一項本文を次のように改める。

第九 条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る認 可 \mathcal{O} 申 請 が あ った場合に お į١ て、 施行 マンシ ョンとなるべきマンション

0) 敷 地 これ に隣 接 する 土 地 を合 わ せて 施 行 再建 7 ン シ 彐 ン 0 敷 地とする場合に お け る当 該 土地 (以 下

隣 接 施行 敷地」という。)を含む。) \mathcal{O} 所在 地が 市 \mathcal{O} 区 域内にあるときは、 当該· 市 \mathcal{O} 長は当該事業計

を二週間 公衆の縦覧に供し、 当該マンシ ョンの敷地 の所在地が 町村の区域内にあるときは、 都道府県

画

知 事 は 当 該 町 村 の長に当該 事 業計 一画を二 一週間 公衆の 縦覧に供させなけ れば ならな

第 + 条第一 項、 第三項 及 び 第 五. 項、 第 十二条、 第 + 匹 条第 項 並 び に 第二十 应 [条第三項第三号中 都

道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等」 に改 8 る。

第二十五条第一項を次のように改める。

組 合 は、 理 事 長 \mathcal{O} 氏 名 及 び 住 所 を、 都 道 府 県 知 事 等 に 届 け 出 な け れ ば な 5 な \ <u>`</u> \mathcal{O} 場 合 に お 1 て、

施 行 7 ン シ 彐 ン \mathcal{O} 所 在地 が 町 村 \mathcal{O} 区 域 内 に あ るときは、 当該 町 村 \mathcal{O} 長 を経 由 L て 行 わ なけ れ ば ならない

0

第二十五条第二項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等 に 改め

第三十四 条第 項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等 に 改 め、 同 条 第二 項 中 「とあ る \mathcal{O} は 施

日 ン 及 Ű を 「とあ り、 及 てバ 当 該 7 ン シ 日 ン لح あ る \mathcal{O} は 施 行 7 ン シ 日 ン 又 は に 改 \Diamond る。

第三 八 条 第 几 項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等」 12 改 め、 同 条 第 五. 項 中 \mathcal{O} 市 町 村 長」 を

が 町 村 \mathcal{O} 区 域 内 に あ るときは 当 該 町 村 \mathcal{O} 長」 に 改 め、 同 条第六 項中 都 道 府 県知り 事 を 都 道 府 県 知 事

等」に改める。

行

第四十一条の二第三項及び第四 項、 第四十二条、 第四十五条第一項、 第四十八条、 第四 十九条第 項 並

 \mathcal{U} に第 五. 十条第一 項中 都 道 府県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 等」 に 改める。

第五 十一条第三項 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道 府 県 知 事 · 等 _ に 改 め、 同 条第四 頃中 $\overline{\mathcal{O}}$ 市 町 村 長_ を

が 町 村 \mathcal{O} 区 域 内 に あ るときは 当 該 町 村 \mathcal{O} 長」 に 改 め、 同 条第 六 項 中 施 行 7 ンシ 彐 ン \mathcal{O} 所 在 地 \mathcal{O} 市 町

加える。

村

長を知

経

由

L

て

を削

り、

都道

府県知

事

を

都

道府

県

知

事

等

に

改

め、

同

項に後段とし

て

次の

ように

この場合において、 施 行マンショ ンの所在地が町村の区域内にあるときは、 当該町村の長を経由して

行わなければならない。

第五 十一条第七 項、 第五 十三条第 項、 第五· + 应 · 条 第 項、 第五 十七条第一 項、 第六十五 条、 第九 + 匹

条 第 項 及び 第三項、 第九 十七 条第二項、 第 九 十八 条並 び に 第 九 + 九 条第 項から第三 項 Ĵ で 0) 規 定 中

都 道 府 県知 事 を 都 道府 県 知 事 等」 に 改 め る。

第百二条第三項を削 り、 同 条第 兀 項 を同 条第三項とし、 同 条第五項か ら第七項までを一項ずつ繰り上げ

同 条第八項中 「第六項」 を 「第五項」 に改め、 同項を同 条第七項とする。

第百十八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、 「同法

」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 該 申 出をし た者 \mathcal{O} 収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住

宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

口 その 他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百十九条第一項中 「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち

入居者 の資格に係るも <u>の</u> を 次 の各号の いず れ か に改め、 同 . 項 に 次の各号を加える。

特定 優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者 の資格に係

るものに該当する者

一 次に掲げる条件に該当する者

1 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地

方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

口 その)他当該: 地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百二十条第一項中 「高 齢者居住安定 確保法第四十五条第一 項第三号に規定する入居者の資格」 を 「次

の各号のいずれ か に 改め、 同項に対 次の 各号を加 える。

次に掲げる条件に該当する者

高

齢

者居住安定確保

法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者

1 賃貸住宅の入居者又は国土交通省令で定める同居者が国土交通省令で定める年齢以上で当該高齢

者向 け 公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定め る年齢以上であること。

口 その 他 当該 地 方公共団体が条例で定め る条件に該当すること。

第百二十六条第二項 中 都 道 府県知 事 を 「都道府県知事 · 等 _ に改める。

第百二十八 条を次のように改める。

第百二十八条 削 除

第百三十一条中 「市町村」 を「町村」に改め、 「地方自治法」 の下に「(昭和二十二年法律第六十七号

)」を加える。

第百三十四条第二号及び第三号、 第百三十五条第二号及び第三号並びに第百三十八条第九号中 「都道府

県知事」を「都道府県知事等」に改める。

特 定 都 市 河 Ш 浸 水 被 害対 策 法 \mathcal{O} 部 改 正

第百 五 十 七 条 特定 都 市 河 Ш 浸 水 被害 対 策 法 平 成 十五年法律第七十七号) の — 部を次 0) ように 改 正する。

第十七条第三 一項中 国土交通省令で定める」 の 下 に 「基準を参 酌 して都道 府 県 (当該 雨 水 貯 留浸透施 設

が 指 定都市等の区域内 にある場合にあっては、 当該指定都市等。 第六 項から第八項までにお て同じ。

 \mathcal{O}

条例で定める」

を加

え、

同

条第六項中

(当

該

雨

水貯

留

浸透施品

設

が

治定都.

市

等

の区

域

の内に

ある場合に

あ

っては、 当該 指 ;定都: 市 等。 次項 及び第八 頃に、 お V) て 同じ。 を削 る。

第二十四 条第 項 中 定定 8 る の 下 に 基 準 を 参 酌 L て 都 道 府 県 (当該 保 全 調 整 池 が 指 定 都 市 等 \mathcal{O} 区 域

内 に あ る場 合 に あ 0 7 は、 当 該 指 定都 市 · 等。 次 項 に お į, 7 準 用す る第十七 条第 六 項 か 5 第八 項 まで に お 1

て同じ。 0) 条例で定める」 を加え、 同 条第二項中 同 条第六項中 「当該 雨水貯留浸透施 設 とあ るの

は「当該保全調整池」と」を削る。

(景観法の一部改正)

第百 五十八名 条 景 観 法 平 成十六年法律第百十号) の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 第九 + 九 条」 を 「第百 · 条] に、 「第百条 第百七 · 条 」 を 第 百 [一条-第 百 八条」 に 改 め

第七 条 \mathcal{O} 見出 L を (定 義) に 改 め、 同 条 第 項 中 この 項」 \mathcal{O} 下 12 及び 第 九 + 八条第 項」 を加

え、 都 道 府 帰に代れ わ って」 を 第 九 + 凣 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に より」 に、 を処 理することに きあら か ľ

めその 長 が 都道 府県 知 事と協議 Ļ その 同 意を得た」 を (同条におい 7 「景観行政事務」という。 を

処理する」に改め、同条第七項を削る。

第八 条第二 項中第二号を削 り、 第三号を第二号とし、 第四号を第三号とし、 第五号を第四号とし、

号を削 り、 同 [条第十⁷ 項 中 「第二項 第 五号 ホ を 「第二項第四号 ホ」 に改め、 同 項 を 同 条第十 項とし、 同

条第 九 項 中 第 二項 第五号ニ」 を 「第二 項第四号ニ」に、 第 二号及び 第 五. 号 を 及 てバ 第四

に、 同 項 第六号に 掲げ る 事 項 のうち農 林 水 産省令で定め る事 項 に 保る部は 分 を 「第三 項 に 規 定す る 事 項

に 改 め、 同 項 を同 条第十項とし、 同 · 条第 • 八項中 「第二項第五号 口 を 「第二項第四 号 口 に 改 め、 同 項

を同 条第九項とし、 同条第七項を同条第八項とし、 同 条第四 項から第六項までを一項ずつ繰 り下げ、 同 条

第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項

を加える。

3 前項各号に掲げるもののほ か、 景観 計 画 に お いては、 景観計画区域における良好な景観の形成に関す

る方針を定めるよう努めるものとする。

第九

条第四

項中

「前条第二項第五号ロ」

を「前条第二項第四号ロ」に改め、

同条第五項中

「前条第二項

第五号ホ」を 「前条第二項第四号ホ」に改める。

第十六条第七項第四号中 「第八条第二項第五号ロ」を 「第八条第二項第四号ロ」 に改め、 同 項第五号中

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第八条第二項第五号ハ⑴」 を 「第八条第二項第四号ハ⑴」 に改め、 同項第七号中 「第八条第二項第五号

ホー 「第八条第二項第四号ホ」 に改め、 同項第九号中「すべて」を「全て」に改め、 同 頂第十号中

の五第二項第三号」を「第十二条の 五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十

二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に、

二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に、

「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改

める。

第十八条第 項 中 「第百二条第四号」 を 「第百三条第四号」 に 改める。

第四十七 条中 「第 八条第二項第五号 口 を 「第八条第二 項 第四 号 Ŭ Ц に 改 める。

第 兀 + 九 条中 「第八 条第二項 第 五. 号 (1) を 「第 八条第 二項 第四 号 ハ (1) に、 同 条第二 一項第五 一号ハ(1)

」を「同条第二項第四号ハ⑴」に改める。

第五十条中 「第八条第二項第五号ハ②」 を 「第八条第二項第四号ハ②」

第五十一条第一項中 「第八条第二項第五号ハ(3)」 を 「第八条第 二項第四号ハ (3) に改め、 同条第二項中

に改める。

第八条第二項第五 号 (3) を 「第八条第二項第四 号 (3) に、 同 条第二項第五号 ハ $\overline{(3)}$ を 同 条第二

項第四号ハ③」に改める。

第五 十二条第 項中 「 第 八条第二項第五 号 ハ (4)を 第八条第二項第四号 <u>(4)</u> に、 同 条第二 一項第五

号 ハ (4) を 同 条第二 項第四号ハ(4) に改 め、 同 条第二項中 第八条第二項第五号 ハ (4) を 第八 条第二

項第四号ハ(4)」に改める。

第五十三条中 「第八条第二項第五号ハ(5)」 を 「第八条第二項第四号ハ⑤」に、 「同条第二項第五号ハ(5)

」を「同条第二項第四号ハ⑸」に改める。

第五十四条中 「第八条第二項第五号ハ6) を 「第八条第二項第四号ハ⑥」に、 「同条第二項第五号ハ(6)

」を「同条第二項第四号ハ⑥」に改める。

第五十七 第五 十五 条第 条第 項 中 項中 又 「第 は 八条第二項第五号ニ」 都道 府 県知 事 を削 を り、 「第八条第二項 農地 法 を 第四号ニ」 同 法 に 改 に いめる。 改 がめる。

第六十条中 「第八条第二項第五号ホ」 を 「第八条第二項第四号ホ」に、 「同条第二項第五号ホ」 を 同

条第二項第四号ホ」に改める。

第六十三条第四 項 中 「 第 百 一条第三号」を「第百二条第三号」 に改める。

第七十四 [条第四 項 中 協 議 その 同 |意を得 なけ ħ ば を 協 議 L な け れ ば に改め、 同項に後段とし

て次のように加える。

の場合において、 町 村 に あっ ては、 都道 府 県知り 事 0) 同 意を得なけ ればならな

第八十三条第二項中 協 議 その同 意を得なけれ ば を 協 議 l なけ れ ば に改める。

第百七条を第百八条とし、 第百条から第百六条までを一条ずつ繰り下げ、 第六章中第九十九条を第百条

第九十八条を第九十九条とし、 第九十七条の次に次の一条を加える。

市 町村による景観 行政 事 務 \mathcal{O} 処 理

第九 九十八条 指 定 都 市 又 は 中 核 市 以 外 \mathcal{O} 市 町村 は、 当該· 芾 町 村 の区 域 内にお (1 て、 都道 府県に代わ つて景

観 行 政 事 務 を処し 理す ることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に、 ょ り 景 観 行 政 事 務を処 理 しようとする市 町 村 0) 長 は、 あら かじめ、 これを処理すること

に つ ر ارا て、 都道. 府 県知事 と協議 しなけ れ ばならない。

3

その長が

前項の

規定による協議をし

た市町村は、

景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに

国土交通省令 • 農林水 産 省令・ 環境 省令で定めるところにより、 その旨を公示しなければならな

都市鉄道 **等** 利便 増 進 法 \mathcal{O} 部 改正

第 百 五. + 九 条 都 市 鉄 道 等利 便 増 進 法 平 ·成十七 年 法 律第四 + 号) 0 部 を次 \mathcal{O} ように · 改 正 す

第十二条第二 項中 第四号を 削 り、 第五号を第四号とし、 第六号 か ら第八号までを一 号ずつ 繰 り Ĺ げ、 第

九号及び第十号を削 り、 同条第五項中 「第三項」 を 「第四項」に改め、 同項 を同条第六項とし、 同 条 第 匹

項中 「得た交通結節機能 高度化構想」 の下に「 (次条第一項及び第十四条第一項にお 1 て 「同意交通結 節

機 能 高度化構想」という。)のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分」を加え、 同項を同条第五項とし

同 条第三項中 「交通結節 機 能 高度化構 構 想 の 下 に 「のうち第二項各号に掲げ る事項に係る部分」 を加え

同 関を同り 条第四項とし、 同 条第二 項 0 次に次 \mathcal{O} 項を加える。

前 項 各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 交通 結 節 機 能 高 度化 構 想に は、 次に掲げる事 ·項の概要を記載するよう

努めるものとする。

3

交通結節施設 の整備 に要すると見込まれる期間

交通結節機能 の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、 その

内容

第十三条第 項 中 「前条第三項 同 条第一 五. 項に おお いて準 用する場合を含む。) の規定によ り 同 意 を得た

交通 結 節 機 能 高 度 化 構 想 (次条第 項 に お 7 て 同 意 交通: 結節 機 能 高 度化 構 想 という」を 同 意 交通 結

節 機 能 高 度 化 構 想 (同 意交通 結節 機 能 高 度化構! 想の 変更が あったときは、 その変更後 の も の。 次条第 項

に お て同じ」に改める。

第十四条第二項第十一号を削る。

地 域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一 部改正

第百六十 条 地 域 E お ける多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の 整 備等に関する特別措 置 法 (平成十七年法

律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二 項 中 次に」 を 第一 号から第三号までに」 に改 め、 記 載 ず Ś \mathcal{O} 下に £ <u>0</u> とする

第四 一号に 掲 げ る 事 項 を記 載す るよう努め る を加 え、 同 項 第 号を 削 り、 同 項 第 号中 前 号

 \mathcal{O} 目 標を達成する」を 「地域 に おける住宅に対する多様な需要に対応する」に改め、 同 一号を一 同 項第 号と

同項第三号を同項第二号とし、 同項第四号を同項第三号とし、 同号の次に次の一 号を加える。

兀 地 域 に お ける住宅に対する多様な需要に応じた公的 賃貸住宅等 O整 備等に関す んる方針

第六条第二 項第 五. 一号を削り り、 同 条第三 項中 「前 項第二号及び第三号」 を 「 前 項 第 号及び 第二号」 に改

め、 同 条 第 五. 項 中 市 町 村 を削 り、 (以 下 「指 定 都 市 等 という。 を除 く。 第 八項 を除 以 下

同 を 「以 外 \mathcal{O} 市 町 村) 特 定優 良賃貸住宅に 係 る場合に あっ ては、 町 村 に、 「第二項 第二号イ」 を

第二項第一 号イ」 に 改め、 同 条第六項中 「第二項第二号イ」 を 「第二項第一 号イ」 に改め、 同 · 条第· 七項

「第二項第二号」 を 「第二項第一号」に、 「同項第三号」を 「同項第二号」 に改め、 同条第八項中 「 公

中

表する」を「公表するよう努める」に改める。

第十一条の見出 し中 市 町村長」 を 町 村長」 に改め、 同条中 「市町村」 を「町村」 に改める。

第十三条第 項中 「指定都 市 等 を 市 に改 いめる。

住生活基 本 法 \mathcal{O} 部 改 正

第百六十 条 住 生 活 基本法 (平成十八年法律第六十一号) の — 部を次のように改正する。

「講ずるよう努める」に改め、 同条第七項中

よう努める」に改める。

第十七条第三項中

「講ずる」

を

(高 [齢者、 障害者等 \mathcal{O} 移動等 の円滑化 の促進に関する法律の一 部改正)

第百六十二条 高 齢 者、 障害者等の 移動 等 \mathcal{O} 円滑 化 \mathcal{O} 促進 に関 する法律 (平成十八年法律第九十一号) の一

部 を次のように 改 正 す る。

第十 条第一 項 中 主 務省令」 を 「条例 (国道 (道路法第三条第二号の一般国道をいう。 以下 同じ。 に

あって 主務省令) 」に改め、 同条中第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項を第三項とし

第 項の次に次の一項を加える。

「公表する」を「公表する

2 前 項の規定に基づく条例は、 主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

市、 第十二条第 同 法第二百五十二条の二十二第 項 中 地 方自 治法 (昭 項 和二十二年法律第六十七号) \mathcal{O} 中 核 市 及び 同 法第二百五 第二百五十二条の十 十二条の二十六の三 九第 第一 項 \mathcal{O} 項の指定 特 例 市 都 に

あ つ 7 は それぞれ」 を 市 \mathcal{O} 区 域 内 に あ 0 て は 当 該 市 に 改 8 る。

十三条 第 項 中 主務 省 一 令 二 を 条 例 (国 \mathcal{O} 設 置 に 係 る都 市 公園 に あ 0 て は、 主務省令) に 改 め、

同 · 条 中 · 第 四 項 を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項を第三項とし、 第一 項の次に次の一 項を加える

2 前 項 \mathcal{O} 規定に基づく条例 は、 主務省令で定める基準を参酌 して定めるものとする。

0

第二十五 条第二項中 · 第 一 号を削 り、 第二号を第一号とし、 第三号から第五号までを一 号ず 0 繰り上げ、

と 同 条第十二項 同 条第 中 八 項 「第六 か 5 第十 項 項 を まで 「 第 を 七 項」 項ず に **つ** 改 繰 め、 ŋ 下 同 げ、 項 を同 同 条第-条第 七 十三項とし、 項中 「ときは」 同 . 条 を 第 + 「 場 項 合に を お 同 条第 1 て、 次

第 項 \mathcal{O} 協 議 会が 組 織 され 7 **\ ない ときは」 に改め、 「次条第 項 \hat{O} 協議 会が 組 微織さ れ てい る場合には 協

議 会に お ける協議を、 同 項 の協 議会が 組織され てい ない場合には」 を削 り、 同 項を同条第八項とし、 同 条

第六項を同条第七項とし、 同条第五項を同条第六項とし、 同条第四項中 「(道路法第三条第二号の一 般国

道 をい う。 以下同じ。)」 を削り、 カ ら第三項まで」 を 「から第四 項まで」 に、 「又は同 条第三 一項」を

同 [条第三 項 \mathcal{O} 町 村 又は 同 条第 几 項」 に 改 め、 同 項を同 条第 五項とし、 同 条第三項中 前 項第三号及び

第四 号 を 「第二項第二号及び第三号」 に改 め、 同 項 を同 条第四 項 らとし、 同 条第一 二項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 項 を加

える。

3 前 項各号に掲げるもののほ か、 基本構想には、 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な

方針について定めるよう努めるものとする。

第二十七条第二項中

「公表しなければ」

を

「当該提案をした者に通知しなけ

れば」

に改める。

第三十一条第六項中 「公表する」 を 「公表するよう努める」 に 改め る。

第三十二条第 項中 「第二十五条第四 項」 を 「第二十五 条第 五. 項」 に改 め、 同条第三項中 $\overline{\mathcal{O}}$ 認可を受

けなけ れ ば を っに 協 議 その 同 意を得る なけ れ ば に改 8

第三十四条第五項中 「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十六条第二項中 「基準」の下に「を参酌して都道府県の条例で定める基準」 を加え、 同条第五 並項 中

「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十九条第一項中 「第二十五条第二項第五号」 を「第二十五条第二項第四号」に、 「すべて」を「全

て」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十五条第四項、 第四十六条及び第四十七条中 「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」 に改め

る。

第五十条第三項中「及び第三項」を削り、 同条第四項中 「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」

に改める。

第五· 十四四 条第二項中 「第二十五条第十項及び第十一項」 を「第二十五条第十一項及び第十二項」に、

同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第五十六条中 「地方自治法」 の下に「(昭和二十二年法律第六十七号) 」を加える。

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正)

第百六十三条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 (平成十九年法律第五十二号)の一部を次

のように改正する。

第三条第四項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第一 号を削 ŋ 同項第二号中 前 号の 目 標を達成する」 を 「広域的地域活性 化 の に改め

同号を同 項第一号とし、 同 項第三号中 「 第 号の 目標を達成す Ź を 「広域 的 地 域 活 性化 に 改

同 |号を| 同 項第二号とし、 同 項 第四号を同 項第三号とし、 同 項 第 五. 一号を同 項第四 号とし、 同 項 第六号 を 削

同 条第十項中 「第五項」を 「第六項」に改め、 同項を同条第十一項とし、 同条第九項を同条第十 -項とし

同条第八項を同条第九項とし、 同条第七項中 「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、 同項を同 条

第八項とし、 同条第六項中 「第二項第三号」 を 「第二項第二号」に改め、 同 項を同条第七項とし、 同 . 条 中

第五 項を第六項とし、 第四 項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項 \mathcal{O} 次に 次の 項を 加える。

3 前 項 各号に掲げ るも 0) \mathcal{O} ほ か、 広 域 的 地 域 活 性 化基 盤 整備 計 画 に は、 広域 的 地 域 活 性化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 基盤

整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第八条第一 項第一号中 「第五 条第二項第二号」を 「第五条第二項第一号」に改める。

第十九条第一 項及び第二項中 「第五条第二項第三号及び第四号」を 「第五条第二項第二号及び第三号」

に改める。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正)

第百六十 兀 条 地 域 公共 · 交通 の活性化及び 再生に関する法 律 (平成十九 年法律第五十九号) 0 部を次のよ

うに改正する。

第十 条第 項及び第十六条第 項中 遅滞なく」を削り、 「その」を 「おおむねその」 に、 「明ら

かにした」を「定めた」に、 「ものとする」を「ことができる」に改める。

地地 域における歴史的風致 の維持及び向上に関する法律 の一部改正)

第百六十五 条 地 域 に お ける歴史的 風致 0 維持及び 向上に関する法律 (平成二十年法律第四十号) の <u>ー</u> 部を

次のように改正する。

第五条第六項中 「講ずる」 を 「講ずるよう努める」 に改め、 同条第十一 項 中 「公表する」を「公表する

よう努める」に改める。

第九条第三項中 「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び第二十九条」を加える。

第二十六条第一項中 遅滞なく」を削り、 「その位置」を 「おおむねその位置」 に、 「明らかにした

を 「定めた」に、 「ものとする」を「ことができる」に 改 Ø る。

第二十 九 条 \mathcal{O} 見出 L 中 市 町 村 長」 を 「町村 長 に改 め、 同 条 第 項中 「認定市 町 村 (指: 定 都市 及び中

核 市で あ る t \mathcal{O} を除 次項 に お 1 て 同 r. を 認 定 町 村 に 改 め、 同 条第 項 中 認認 定 市 町 村 を

認 定 町 村 に、 第 兀 条 第 二項 第 三号 口 (2) _ を 第 四 条 第二 項 第四 号 口 _ に、 撂 げ る事 項 を 同 号

口 か 5 ニまでに掲げ る事項」 に、 「都道 府 県」 を 都 道 府 [県等] に、 「第七条第一項」 を「第二十 兀 条 第

項」 に、 市 町村 又は第六 十八条第一項」を 町 村又は第六十八条第 一項 の規定により指定された緑 地

管理 機 構 (第六十九 条第一 号ハに掲げる業務を行うものに 限る。 以下この条及 び次条に おい て 単 に 緑 地

管 理 機 構 という。 を、 市 長に あ つて は 当 該 土 地 \mathcal{O} 買 入 れ を 希 望す んる都 道 府 県 又 は 緑 地管 理 機構 を、

に、 「第六十八条第 項」 を 「「第六十 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 指 定 さ れ た 緑 地 管 理 機 構 (第六 + 九 条

第 号 に 掲 げ る業務 を行う ŧ \mathcal{O} に 限 る。 以 下 \mathcal{O} 条 及 び 次条 に お 1 て 単 に 緑 地管 理 機 構 という。

を」 に、 市 町 村 又 は 前項」 を 都 道 府 県、 町 村 又 は 緑 地 管理 機 構」 に、 「前項」を 「「緑地管理機構

に、「市町村が」を「都道府県又は町村が」に改める。

第三十一条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、 第一号に掲げる事項を定

めるものとするとともに、 第二号から第四号までに掲げる事 項を定めるよう努める」 に改め、 第一号から

第三号までを削り、 第四号を第一号とし、 同項に次の三号を加える。

二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

三 当該区域の土地利用に関する基本方針

四 当該区域の整備及び保全に関する方針

第三十一条第三項中 「前項第二号」を「前項第三号」に改め、 同条第四項中「のうち、 歴史的風致維持

向 上地区計 画 の目的な を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」 に改め

る。

第八章 環境省関係

(温泉法の一部改正)

第百六十六条 温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十二条第二項を削る。

第三十二条及び第三十三条中 「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第二項を削り、 同条第三項中 「前二項」 を 「前項」 に改 め、 同 項を同条第二項とする。

第三十六条第一 項 中 「第三十四条第一項」 を 「第三十四条」 に、 ゆう出させる」 を 「湧出させる」に

改める。

第三十九条第二号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第四十一条第七号中「若しくは第二項」を削る。

(自然公園法の一部改正)

第百六十七条 自然公園 法 (昭 和三十二年法律第百六十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

第十条第二 項中 協 議 Ļ その 同意を得て」 を 「協議 して に 改 め、 同 条第四 項中 同 意を得り よう」を

協 議 をしよう」に改 め、 記 載 L た の 下 に 協 議書又は」 を加 え、 同 1条第五 項中 前 項 (D) 0) 下に

ば 協 議 を 書又は」を加え、 「協議 しなければ」に改め、 同条第六項中 同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、 同 意を得た」を 「協議をした」に、 「協議 その 同 意を得なけ 記 載 れ

た の 下 に 「協議書又は」を加え、 同条第八項中「前項の」の下に 「協議書又は」 を加える。

第十二条第 項中 「協議 Ļ その 同 意を得た」 を 協 議した」 に改める。

第十四 · 条 第 項中 第十条第二 項 \hat{O} 同 [意又は] 同 条第三項」 を 「第十条第三項」 に改め、 同 条第二 項中

第十条第二項 \mathcal{O} 同 意 又 は 同 条第三 項 を 「 第 + 条第三項」 に、 当 該 同 意 又は」 を 当 該 に 改 8

第十六条第 項 单 協 議 し、 その 同 意を得る 7 を 協 議 して」 に 改 め、 同 条第 兀 項 中 並 び に 第 + 兀

第一 項及び第二項」 を削り、 同 意及び」を 「協議及び」に、 同 意を得た」 を 協 議をした」 に改り め、

゙受けた者について」 の 下 に 第十四条第一項及び第二項の規定は前項 の認可につい て を加える。

第二十条第五項、 第二十一 条第一 五. 項、 第二十二条第五項及び 第六十八条第二項中 「協議 Ļ その 同 問意を

得なければ」を「協議しなければ」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第百六十 八条 大気汚染 防 止 法 昭昭 和 兀 十三 年 法律第九十七号) の 一 部を次の ように改正する。

第五条の三第四 頃中 「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」 に改める。

(騒音規制法の一部改正)

第百六十九条 騒音規制法 (昭和四十三年法律第九十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三条第 項中 「都道府 県 知 事 の 下 に \neg 市 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 地 域 に . つ () て は、 市 長。 第三項 (次条第三項

に お 1 て準 用 する場合を含む。 及び 同 条第 項 E お 1 7 同 じ。 を 加 え、 同 条第 項 中 関 係 市 町 村

長」 を 関 係 町 村 長 に、 きか なけ れ ば を 聴 か な け れ ば に 改 8 る。

第 几 条 第二 項 中 市 町 村 を 町 村 に、 \neg か 、えて」 を 「代えて」 に 改 8 る。

第十 八条第 項中 「都道· 府 県知 事」 0) 下に 「(市の区域に係る自動 車 一騒音 \mathcal{O} 状況に つい 、ては、 市長。 次

項において同じ。)」を加える。

第十 九 条中 「区域」 の 下 に 町 村 \mathcal{O} 区域 12 限 る。 を加え、 同条に次 \bigcirc 項を加える。

2 市 長 は、 当 該 市 \mathcal{O} 区 域 に 係 る自 動 車 騒 音 \mathcal{O} 状 況 を公表するも のとする。

第十 九 条 \mathcal{O} 第 二号 中 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 下 に 市 長 を加 え、 市 町 村 特 莂 区を含む。 を

町村」に改める。

第二十二条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十五条の見出 L 中 市 町村」 を 「町村」 に改め、 同 条中 市 町村 (特別区を含む。 を 「町村」

に改める。

第二十六条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)

第百七十条 公害防· 止事 業費事業者負 担 法 (昭和四十五年法律第百三十三号)の一 部を次のように改正する。

第六条第二 項第五号を削 り、 同条第五 項中 「公表しなければ」を「公表するよう努めなけ れば」 に改め

る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第百七十一条 廃棄物 \mathcal{O} 処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) の一部を次のように

改正する。

第五条の 五第二項第五号を削り、 同条第四項中 「公表しなければ」を 「公表するよう努めなければ」 に

改める。

第六条第二項第六号を削り、 同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め

第二十一条第三項中「資格」の下に「(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分する

ために設置する一般廃 棄物 処 理 施 脱設に置 か れる技術管理者にあつては、 環境省令で定める基準を参酌して

当該 市 町村 \mathcal{O} 条例で定める資格) を加 える。

水 了 質 汚濁 防 止 法 \mathcal{O} 部 改 正

第百七十二条 水質汚 濁 防 止 法 (昭 和 匹 十五年法律第百三十八号) *⑦* 部を次のように改 正する。

第四条の三第五項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条の九第二項第三号及び第四号を削り、

条第八項とし、 同条中第六項を第七項とし、 第三項から第五項までを一 項ずつ繰り下げ、 第二項 (T) 次に次

同条第七項中

「第三項」を

「第四項」

に改め、

同項を同

の <u>ー</u> 項を加 える。

3 生活 排 水 対策 推 進 計 画 に お 7 7 は、 前項各号に掲げる事 項 のほ か、 生活排水対策に係る啓発に関する

事 項を定め るよう努めるも のとする。

第二十八条第一項中 「第十四条の九第五 項」 を 「第十四条の九第六項」に改める。

(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一 部改正)

第百七十三条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十九号) の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第二項第四号を削る。

(悪臭防止法の一部改正)

第百 七十二 兀 条 悪臭防 止 法 (昭 和四十六年法律第九十一号) の 一 部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条―第三十一条」を「第二十四条―第三十条」

に改める。

第三条中 「都道府県知事」 の下に「(市の区域内の地域については、 市長。 次条及び第六条において同

じ。)」を加える。

第五条第 項中 市 町村長 (特別区 の区長を含む。 以下同じ。 _ を 「町村長」に、 「きかなけ れば」

を 聴 か なけ れ ば に 改め、 同 条第二項中 「規定する市 町 '村長」 を 「規定する町村長」 に改め、 「管轄す

る市 町 村 長」の下に . — (特別区 の区長を含む。 次項において同じ。)」を加え、「きく」を「聴く」に改

め、同条に次の一項を加える。

3 市長は、 規制地域の指定をし、 及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めると

きは、 当 該 規制 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 周 辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。 これらを変更し、 規制 地

域 の指定を解除 Ĺ 又は規制基準を廃止しようとするときも、 同 様とする。

第九 条中 関 係 都 道 府県知 事 の下に 若 しくは関係市長」 を加える。

第二十一条第一項中 「都道 府県知事」 の 下 に 「又は市 長 を加 える。

第二十三条を削り、 第二十四条を第二十三条とし、 第五章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条

から第三十条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十五条、 第二十八条又は第二十九条」を「第二十四条、 第二十七条又は第二十八条

に改め、同条を第三十条とする。

(自然環境保全法の一部改正)

第百七十 五. 条 自然環 境 兄保全法 (昭 和 几 + 七 年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中 「協議 Ļ その同意を得て」を 「協議して」 に改める。

第二十一条第一項中「国の機関にあつては環境大臣に協議し、 地方公共団体にあつては環境大臣に協議

しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

第二十四条第二項中 協 議 し、 その 同 意を得て」 を 協 議 して に改 らめる。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

第百七十六条 動 物 \mathcal{O} 愛 菱及 び管理 に関す る法は 律 (昭和四 十八年法律第百五号) の — 部を次のように改正す

る。

第六条第二項中第三号を削り、 第四号を第三号とし、 第五号を削り、 同条第四項中 「公表 しなければ」

を 「公表するように努めなければ」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項を同条第四項とし、 同 条

第二項の次に次の一項を加える。

3 動 物 愛 護 管 理 推 進 計 画 に は、 前 項各号に掲げる事項 \mathcal{O} ほ か、 動 物 \mathcal{O} 愛護及び 管理 に 関する普及啓発に

関 す る 事 · 項 そ \mathcal{O} 他 動 物 \mathcal{O} 愛 護 及 び管理に関 す る施策を推 進するために必要な事 ,項を定めるように努める

ものとする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正

第百七十七条 瀬戸内海環境保全特別措置法 昭 和四十八年法律第百十号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中 「協議し、 その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、 同条第三項中 同 意

をしようとする」を 「協議を受けた」に改 め、 同 [条第四] 項中 関 係 市 町 村に送付するとともに、 公表しな

け れば」を 「公表するよう努めるとともに、 関 係 市 町村 に 送付 しなけ ħ ば に改める。

第十二条の四第二項中「その他必要な事項」を削る。

(振動規制法の一部改正)

第百七十 八条 振 動規 制法 (昭 和五十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第二十四条」を 「第二十三条」に、 「第二十五条―第二十九条」を 「第二十四条—第二十八条

」に改める。

第三条第一 項中 「都道府 课知· 事」 の 下 に 「 (市 の区域・ 内 0 地域 に . つ ١ ر 、ては、 市長。 第三項 (次条第三項

に お 1 て準 用する場合を含む。 及び 同 条第 項にお **\ て 同 ľ _ を加え、 同 条第二 項中 「関係市 町 村

長」を「関係町村長」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第二十条中 「都道府県知事」 の下に「又は市長」 を加え、 「又は道路交通振動」を「若しくは道路交通